

個人情報保護法改正の最新動向

～「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方」を読み解く～

(連絡先)

TEL: 03-5288-1021(代表)

Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

k-koshida@miyake.gr.jp

k-iwata@miyake.gr.jp

n-idenuma@miyake.gr.jp

弁護士法人 三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

同 越田 晃基

同 岩田 憲二郎

同 出沼 成真

いわゆる3年ごとの見直し

関係資料

『[個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理](#)』(令和6年6月27日)([概要版](#))

『[「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集結果](#)』(令和6年9月4日)([概要版](#))

『[個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点](#)』(令和6年10月16日)

『[「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」に関するヒアリングの概要について](#)』(令和6年12月17日)

『[個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会報告書](#)』(令和6年12月25日)

『[現行制度と検討の方向性について\(課徴金制度③\)](#)』(令和6年12月18日)

『[個人情報保護法の制度的課題に対する考え方\(案\)について](#)』(令和7年3月5日)

いわゆる3年ごとの見直しとは？

- 令和2年改正法（個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）、令和4年4月1日全面施行）の附則第10条において、「政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」（いわゆる3年ごとの見直し規定）との規定がされている。
- 個人情報保護委員会は、個人情報保護に関する法律の改正の検討を進めている。順調にいけば、令和7年（2025年）には、個人情報保護法の改正法が公布されることが予想される。

進捗状況

2023年

- 9月27日 「改正個人情報保護法の施行状況について①」公表(第255回委員会)
- 10月18日 「改正個人情報保護法の施行状況について②」公表(第258回委員会)
- 11月15日 「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討」公表

2024年

- 2月21日 「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討項目」公表
※有識者・関係団体にヒアリング
- 6月27日 「中間整理」公表(パブリックコメント)
- 9月4日 「中間整理」パブコメ結果
- 10月16日 「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」
※有識者・関係団体にヒアリング実施

7月31日～12月18日(合計7回)

- 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会
※第7回(12月18日)に報告書案公表(12月25日に報告書公表)

2025年

- 3月5日 「個人情報保護の制度的課題に対する考え方(案)について」
通常国会に個人情報保護法の改正法案が内閣提出法案として国会に提出
(議論の進捗状況から若干微妙) ➡ 2025年5・6月に法案成立

2027年4月(?) 改正法施行(それまでの間に政令・規則・ガイドラインの改正案公表)

- 今後の個人情報保護法の改正法案の骨子となるもの
- 中間整理の際よりも方向性が明確となっている。
- ただし、課徴金制度の取り扱いについては、令和6年12月25日に公表された『個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会報告書』においては、導入は确实なものに読めたものの、若干後退しているようにも読める(団体による被害回復制度・差止請求について取り扱いについて消極的である点は同じ)

個人情報保護法の制度的課題の再整理

個人情報保護法の目的（第1条）

「…個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

事務局ヒアリングを通じて得られた視点

個人情報保護法の法益

本人の関与

事業者のガバナンス

官民を通じたデータの流通

個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

- 同意規制の在り方
- 統計作成等(※)、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方
※統計作成等であると整理できるAI開発等を含む
- 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方
- 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方
- 病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方
- 漏えい等発生時の対応(本人通知等)の在り方
- 子供の個人情報等の取扱い(※)
※心身の発達過程にあり本人による実効性ある関与が必ずしも期待できない

個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方

- 個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方
- 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方
- 身体的特徴に係るデータ(顔特徴データ等)(※)に関する規律の在り方
※本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長年にわたり追跡することに利用できる
- オプトアウト届出事業者に対する規律の在り方

個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方

- 勧告・命令等の実効性確保
- 刑事罰の在り方
- 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段(課徴金制度)の導入の要否
- 団体による差止請求制度・被害回復制度の導入の要否
- 漏えい等報告等の在り方

第1 個人データ等の取扱いにおける 本人関与に係る規律の在り方

1 個人の権利利益への影響という観点も 考慮した同意規制の在り方

(1)統計作成等、特定の個人との対応関係
が排斥された一般的・汎用的な分析結果
の獲得と利用のみを目的とした取扱いを
実施する場合の本人の同意の在り方

統計目的等例外

【規律の考え方】

- 統計情報等の作成（注1）のために**複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズ**が高まっていること、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって**個人の権利利益を侵害するおそれが少ないものであることから、このような統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等**（注2）（注3）を条件に、**本人同意なき個人データ等の第三者提供**（注4）（注5）及び公開されている**要配慮個人情報**の取得を可能としてはどうか（注6）。

注1: **統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。**

注2: 本人同意なき個人データ等の第三者提供については、当該個人データ等が統計情報等の作成にのみ利用されることを担保する観点等から、個人データ等の提供元・提供先における一定の事項（提供元・提供先の氏名・名称、行おうとする統計作成等の内容等）の公表、統計作成等のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意、提供先における目的外利用及び第三者提供の禁止を義務付けることを想定している。

注3: 本人同意なき公開されている要配慮個人情報の取得については、当該要配慮個人情報が統計情報等の作成又は本規律に基づく本人同意なき個人データ等の第三者提供にのみ利用されることを担保する観点等から、公開されている要配慮個人情報の取得者における一定の事項（取得者の氏名・名称、行おうとする統計作成等の内容又は本規律に基づく本人同意なき個人データ等の第三者提供を行う目的である旨等）の公表、取得者における目的外利用及び第三者提供（本規律に基づく本人同意なき個人データ等の第三者提供を行う目的である場合における当該第三者提供を除く。）の禁止を義務付けることを想定している。

注4: 法第17条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超える第三者提供を含む。

注5: 当該提供により提供先が本人同意なく要配慮個人情報を取得することも可能とすることを想定している。

注6: 具体的な対象範囲や公表事項等は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）等で定めることを想定している。

統計情報等をめぐる現状の規律

● 統計情報それ自体は個人情報に該当しない

- 統計情報は「個人に関する情報」に該当しないため、個人情報保護法の対象外（Q&A1-7、1-17）。
- 同様に、複数人の個人情報を機械学習の学習用データセットとして用いて生成した学習済みパラメータ（重み係数）は、当該パラメータと特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては「個人に関する情報」に該当せず、こちらも法の対象外（Q&A1-8）。

● 統計化目的は利用目的規制の対象外

- 個人情報を取り扱うにあたっては、利用目的の特定、通知・公表・明示を要する（法17条、21条1項・2項）が、個人情報を統計データに加工すること自体は、これを利用目的として特定する必要がないとされる（Q&A2-5）。

● 統計化目的のみでもフルサイズの提供規制

- 現行法の下では、統計化目的のみであったとしても、個人データを第三者提供するにあたっては、フルサイズの提供規制が適用される。
- 実務上、統計情報の作成を「委託」（法27条5項1号）した上で、成果物としての統計情報を委託元に納品し、当該統計情報（非個人情報）を委託元から“逆輸入”することもあった。
 - 提供規制の潜脱のようにも思えるが、これにより侵害される個人の権利利益を観念しがたいことから、特段問題視されていなかったように思われる。

AI開発等をめぐる現状の規律

- **学習済みパラメータそれ自体は個人情報に該当しない**
 - 複数人の個人情報を機械学習の学習用データセットとして用いて生成した学習済みパラメータ(重み係数)は、当該パラメータと特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては「個人に関する情報」に該当せず、こちらも法の対象外(Q&A1-8)。
- **AI開発目的が利用目的規制の対象か否かは両論あり不安定**
 - 仮に特定の個人との対応関係が排斥された学習済みパラメータの作成を目的とするものであったとしても、それが利用目的規制の対象外となるかは議論が尽きない。
 - ・対象説: 仮名加工情報制度を用いない限り目的外利用になる
 - ・対象外説: 本人の権利利益への影響が僅少であるため利用目的規制の対象外
- **AI開発等のための個人データ(データセット)の提供にはフルサイズの提供規制の対象。**
 - 現行法の下では、AI開発等目的のみであったとしても、個人データを第三者提供するにあたっては、フルサイズの提供規制が適用される。

WEB上に公開された要配慮個人情報に関する現状の規律

● 要配慮個人情報の取得における本人同意原則(法20条2項)

- しかも要配慮個人情報の定義はかなり細かい(法2条3項、令2条1～5号、規則5条1号～4号⇒身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を読み解く必要がある。)

● WEB上に公開された要配慮個人情報の取得は悩ましい

- 要配慮個人情報が一定の者(本人や国、報道機関など)により公表されている場合は、本人の同意を得ずに要配慮個人情報を取得することができる(法20条2項7号・法57条1項各号・規則6条各号)。
- AI開発等の文脈において、WEB上の情報を大量に収集する際、要配慮個人情報が上記の者により公開されたものであるか否かを判断することは事実上困難。
- 現状は、個人情報保護委員会による超法規的解釈により対応している([令和5年6月2日付「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等について」](#))。

(1)機械学習のために情報を収集することに関して、以下の4点を実施すること。

- ① 収集する情報に要配慮個人情報が含まれないよう必要な取組を行うこと。
- ② 情報の収集後できる限り即時に、収集した情報に含まれ得る要配慮個人情報をできる限り減少させるための措置を講ずること。
- ③ 上記①及び②の措置を講じてもなお収集した情報に要配慮個人情報が含まれていることが発覚した場合には、できる限り即時に、かつ、学習用データセットに加工する前に、当該要配慮個人情報を削除する又は特定の個人を識別できないようにするための措置を講ずること。
- ④ 本人又は個人情報保護委員会等が、特定のサイト又は第三者から要配慮個人情報を収集しないよう要請又は指示した場合には、拒否する正当な理由がない限り、当該要請又は指示に従うこと。

統計目的等例外の実務への影響

- **統計目的等例外により、現状に比して柔軟なデータ利活用が可能に**
 - 提供規制・要配慮個人情報取得規制が緩和されることにより、統計情報の作成等(AI開発等を含む)にかかる自由度は増すものと思われる。
 - 目的外での利用や提供を未然防止するための一定の規律が設けられる見通し。
 - (本人同意なき第三者提供の場合)
 - ・統計作成等のみである旨、目的外利用禁止、第三者提供禁止の合意、公表義務
 - (本人同意なき公開されている要配慮個人情報の取得)
 - ・目的外利用禁止、第三者提供禁止、公表義務
- **透明性の確保**
 - 統計目的等例外に依拠するためには、次の内容を公表しなければならない見通し
 - (本人同意なき第三者提供の場合)
 - ①提供元・提供先の氏名・名称
 - ②行おうとする統計作成等の内容等
 - (本人同意なき公開されているよう配慮個人情報の取得)
 - ①取得者の氏名・名称
 - ②行おうとする統計作成等の内容 又は
本規律に基づく本人同意なきの第三者提供を行う目的である旨等
- **「行おうとする統計作成等の内容等」への注文**
 - 「行おうとする統計作成等の内容等」については、それが何であれ、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいて、特定の個人の権利利益に及ぼす影響は僅少であると考えられるため、事後の変更も柔軟に許容されるべきではないか。
 - 変更後の目的は、あくまで透明性の確保に資する限度で、事前又は事後遅滞なく公表することで足りることとすべきではないか。

1 個人の権利利益への影響という観点も 考慮した同意規制の在り方

(2) 取得の状況からみて本人の意思に
反しない取扱いを実施する場合
の本人の同意の在り方

本人の意思に反しない場合の同意規律

【規律の考え方】

- 個人データの第三者提供等が契約の履行のために必要不可欠な場合を始め、目的外利用、要配慮個人情報取得又は第三者提供が**本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合（注7）**について、**本人の同意を不要として**はどうか。

注7 : 例えば、本人が、事業者Aの運営するホテル予約サイトで事業者Bの運営するホテルの宿泊予約を行ったため、事業者Aが事業者Bに当該本人の氏名等を提供する場合や、金融機関が海外送金を行うために送金者の情報を送金先の金融機関に提供する場合等が想定される。具体的な対象範囲は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定している。

本人の同意を巡る現状の規律

- 目的外利用・要配慮個人情報の取得・第三者提供は、法律上の例外事由に該当しない限り、それが必要不可欠であるとしても、本人の同意を得る必要がある。
 - 法により形式的かつ同意偏重の実務運用を強いられている。
 - 他方で、取得する同意は任意でなくてもよく、包括的でもよく、黙示的でもよいとされる。しかも、ひとたび同意が与えられれば、それは事後に撤回できないと解されている。
 - ※ [通則GL2-16](#)は、「事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。」とされているが、あまり機能していないように思われる。
- 形式的かつ同意偏重の実務運用の弊害
 - 契約の履行など必要不可欠な場面でも第三者提供への本人の同意が必須とされていることから、同意取得漏れを防止するため、同意事項を盛り込んだプラポリに同意しない限りサービスを利用することができない仕組みを採用する事例多数。
 - ついでに必要不可欠ではない同意事項への同意も取得する事例多数。どうせ同意を取得するのであれば、こっそりと広汎な同意を得ておく、という企業行動も理解できる。
 - 本人からすれば、気付かないうちに極めて広汎な同意を与えてしまうことになる。(しかもその同意は撤回できない)。

本人の意思に反しない場合の同意規律に係る実務へ影響

- **第三者提供規制の形式主義・同意偏重主義の一部修正による規制緩和の側面**
 - 個人データの第三者提供等が契約の履行のために必要不可欠な場合を始めとして、目的外利用や要配慮個人情報取得も含め、
 - ① 本人の合理的意思に反するところがないか
 - ② 本人の権利利益を害するところがないかといった実体判断により、わざわざ形式的に本人の同意を取得する必要がなくなる点において、規制緩和の側面がある。
 - 無益で無味乾燥な本人同意プロセスを経なくてもよくなり、各企業がより実体的・実質的に本人同意の要否を判断することができるようになるのではないかと予想。
- **同意の有効性・正当性に関する議論がクローズアップされるかも**
 - 法改正後、目的外利用・要配慮個人情報取得・第三者提供に本人の同意を要する場面は、「本人の合理的意思に反するかもしれない場面」になるということである。
 - こうなると、同意の有効性や任意性、正当性に関する議論が盛り上がることは必至であり、従前のような包括的な同意の実務は影を落とすかもしれない。
 - ダークパターンを巡る議論も現実に実務に落とし込まれると予想。

1 個人の権利利益への影響という観点も 考慮した同意規制の在り方

(3) 生命等の保護又は公衆衛生の向上等の
ために個人情報を取り扱う場合における同意
取得困難性要件の在り方

【規律の考え方】

- 人の生命、身体又は財産の保護のための例外規定及び公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のための例外規定について、現行制度においては「本人の同意を得ることが困難であるとき」という要件が付されているが、事業者・本人の同意取得手続に係る負担を軽減し、個人情報により適正かつ効果的な活用及びより実効的な個人の権利利益の侵害の防止につなげる観点から、「本人の同意を得ることが困難であるとき」のみならず、「その他の本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」(注8)についても、上記例外規定に依拠できることとしてはどうか。

注8:例えば、(公衆衛生の向上のために特に必要である一方で、)本人のプライバシー等の侵害を防止するために必要かつ適切な措置(氏名等の削除、提供先との守秘義務契約の締結等)が講じられているため、当該本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがない場合等が想定される。具体的な事例については、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、ガイドライン等において明確化することを想定している。

同意取得困難性要件を巡る現状の規律

● 同意取得困難性要件

➤ 現行法上、原則として本人の同意を要する目的外利用・要配慮個人情報の取得・第三者提供については、それぞれ法律上の例外として、

① 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

② 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

が定められている(法18条3項2号・3号、法20条2項2号・3号、法27条1項2号・3号)。

➤ 現行法の解釈において、同意取得困難性要件を充足するのは、概ね次の場面である。

- 本人の連絡先が不明等により、本人に同意を求めるまでもなく本人の同意を得ることが物理的にできない場合
- 本人の連絡先の特定のための費用が極めて膨大で時間的余裕がない等の場合(文字づらのイメージほど簡単な要件ではない。数が多いだけではNG。)
- 当該個人情報の取扱いが本人に知られること等により支障が生じるおそれがある場合(例えば暴力団員・総会屋・悪質クレーマーの情報を事業者間で共有するための第三者提供など)
- 本人による同意が社会通念上期待し難い場合 など

● 同意取得困難性要件の緩和の方向性

- 「本人の同意を得ることが困難であるとき」のみならず、「その他の本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」の具体例として、次の場面が想定されている。

(公衆衛生の向上のために特に必要である一方で、) **本人のプライバシー等の侵害を防止するために必要かつ適切な措置**(氏名等の削除、提供先との守秘義務契約の締結等) **が講じられている**ため、**当該本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがない場合**等が想定される。

- これにより、本人同意取得の機会がある場合であっても、本人の権利利益が不当に侵害されるおそれを低減する措置を講ずれば、前記「必要性」の要件のみで法定の例外事由に依拠することができるかもしれない。
- しかも講ずべき「措置」の内容が氏名等の削除と、守秘契約の締結で足りるというのであれば、現行法よりも機動的に例外事由に依拠することができるかもしれない。

1 個人の権利利益への影響という観点も 考慮した同意規制の在り方

(4) 病院等による学術研究目的での個人情報 の取扱いに関する規律の在り方

【規律の考え方】

- 医学・生命科学の研究においては、研究対象となる診断・治療の方法に関する臨床症例の分析が必要不可欠であり、病院等の医療の提供を目的とする機関又は団体による研究活動が広く行われている実態があることから、目的外利用規制、要配慮個人情報取得規制、第三者提供規制に係るいわゆる学術研究例外に依拠することができる主体である「**学術研究機関等**」に、**医療の提供を目的とする機関又は団体（注9）が含まれることを明示することとしてはどうか。**

注9:例えば、病院や、その他の医療の提供を目的とする機関等(診療所等)が含まれることが想定される。具体的な対象範囲は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、ガイドライン等において明確化することを想定している。

● 現行の規律

- 病院や診療所等の医療機関が「学術研究機関等」に含まれるか否かに関し、現行法においては、大学附属病院のように大学法人の一部門である場合には当該大学法人全体として「学術研究機関等」に該当すると解されていた一方で、一般の病院や診療所等は「学術研究機関等」には該当しないと解されていた。

● 実務への影響

- 大学附属病院であるか否かを問わず、医療機関においては研究活動が広く行われている実態があることから、これらを学術研究機関等に含めることが検討されている。
- 病院や診療所等による目的外利用・要配慮個人情報の取得・第三者提供一般について、学術研究例外に依拠することができるようになるのではなく、病院や診療所等による各種活動のうち、あくまで学術研究目的が妥当する範囲内においてのみ、学術研究例外に依拠することができるにとどまる点には留意を要する。

2 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方

本人通知義務の緩和

【規律の考え方】

- 現行法上、個人情報取扱事業者は、漏えい等報告の義務を負うときは、本人への通知が困難な場合を除き、一律に本人への通知義務を負うこととなるが、**本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合（注10）**について、**本人への通知義務を緩和し、代替措置による対応を認めることとしてはどうか。**

注10：例えば、サービス利用者の社内識別子（ID）等、漏えいした情報の取得者において、それ単体ではおよそ意味を持たない情報のみが漏えいした場合などが想定される。具体的な対象範囲は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定している。

本人通知義務を巡る現状の規律

● 報告対象事態

- 現行法上、漏えい等事案が次のいずれかに該当する場合には、高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じた場合を除き、必ず個人情報保護委員会に報告するとともに、本人に対する通知又は代替措置を講じなければならないこととされている。

- 一 要配慮個人情報に含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ(当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

- 「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」は単なる暗号化では足りないなどハードルが高く、實際上その適用は困難である。
- しかも、個人データの範囲は極めて広く、氏名等の記載がなくても該当することから、本人通知or代替措置としての公表義務を免れる事案は極めて限定的である。
- 結果として、それ自体の漏えい等(又はそのおそれ)によって個人の権利利益が害されるとは思えないような情報(例えば社内IDのみの漏えい等)であっても、本人通知義務を免れることはできなかった。

※ 本人への通知は「当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」(規則10条参照)行うものであるとして、社内IDのみの漏えいなどの場合に本人通知を省略している実務もあったと承知している(個情委ウケはかなり悪い)。

本人通知義務の緩和による実務への影響

● 通知義務が緩和される具体例

- 例えば、サービス利用者の社内識別子(ID)等、漏えいした情報の取得者において、それ単体ではおよそ意味を持たない情報のみが漏えいした場合などが挙げられている。
- ただし、実際の漏えい等事案の現場では、こうした事案はあまり多くなく、氏名等もろとも漏えい等している事案の方が圧倒的多数という印象ではある。
- 本人通知義務緩和の恩恵を受けることのできる事案はごく少数となるのではないか。

● 代替措置の内容

- 現時点において、代替措置の内容は明らかにされていない。
- 現行法における本人通知が困難である場合の代替措置としては、①事案の公表、②問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの個人データが対象となっているか否かを確認できるようにすることが挙げられているが、本人の権利義務への影響にかんがみ、より緩やかな代替措置が用意されるべきである。

3 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い

【規律の考え方】

- **子供は、心身が発達段階にあるためその判断能力が不十分であり、個人情報の不適切な取扱いに伴う悪影響を受けやすいこと等から、子供の発達や権利利益を適切に守る観点から、一定の規律を設ける必要があるのではないか。その場合、対象とする子供の年齢については、現在の運用の基礎となっているQ&Aの記載（注11）や、GDPRの規定（注12）などを踏まえ、16歳未満としてはどうか。**

注11:「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A」Q1-62

注12:GDPR第8条

- **16歳未満の者が本人である場合における、本人からの同意取得や本人への通知等に係る規定について、原則として、当該本人の法定代理人からの同意取得や当該法定代理人への通知等を義務付けることとしてはどうか。その上で、一定の場合（注13）については、例外的に、本人からの同意取得や本人への通知等を認める必要があるのではないか。**

注13:例えば、本人が16歳未満であることを事業者が知らないことについて正当な理由がある場合、法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して個人情報を取得した場合、本人に法定代理人がない又はそのように事業者が信ずるに足りる相当な理由がある場合が想定されるのではないか。

- **16歳未満の者を本人とする保有個人データについて、違法行為の有無等を問うことなく利用停止等請求を行うことを可能としてはどうか。その場合において、一定の例外事由（注14）を設ける必要があるのではないか。**

注14:例えば、法定代理人の同意を得て取得された保有個人データである場合、要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合、本人が16歳以上であると信じさせるために詐術を用いた場合、法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して保有個人データを取得した場合等が想定される。

【規律の考え方】

- 未成年者の個人情報等を取り扱う事業者は、当該未成年者の年齢及び発達の程度に応じて、その最善の利益を優先して考慮した上で、未成年者の発達又は権利利益を害することのないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の責務規定、及び、個人情報の取扱いに係る同意等をするに当たって、法定代理人は、本人の最善の利益を優先して考慮しなければならない旨の責務規定を設けてはどうか。

子供の個人情報を巡る現状の規律

- **子供の個人情報に関する法令上の規律の有無**
 - 現行法は、子供の個人情報に関し、特段の定めを置いていない。
 - ガイドラインやQ&Aにおいて子供の個人情報の取扱いについて言及があるにとどまる。
- **子供の年齢**
 - 子供の同意可能年齢について、Q&A1-62は、12歳～15歳と幅をもたせている。
 - これは、同意事項の内容により、また、子供の理解度により、一律の基準を設けることが相当ではないと考えられていたためであると思われる。これが実務の混乱のもと。
- **同意の主体・通知等の宛先**
 - 12歳から15歳までの年齢以下の子供については、法定代理人等から同意を得ることとされる。なお、法定代理人とは親権者又は未成年後見人を指し、「等」には、例えば、子供を現に監護する者がこれに該当するものと考えられる。
 - 通知等についても同様であるとする(文科省「[教育データの利活用に係る留意事項](#)」Q6は児童生徒本人に通知等する必要があるとするが、不合理だと思う)。
- **利用停止等請求**
 - 現行法における利用停止等請求の要件は厳格。次のいずれかを満たす必要がある。
 - ① 一定の法違反(違法な目的外利用・不正取得・不適正利用)の場合
 - ② 利用する必要がなくなった場合
 - ③ 漏えい等事態が生じた場合
 - ④ 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

子供の個人情報に関する実務への影響

● 子供の年齢

- 16歳未満を「子供」とすることが検討されている。年齢の統一は歓迎したいが高1問題。

● 同意の主体・通知等の宛先

- 「子供」については、原則として法定代理人からの同意取得・法定代理人への通知等を義務付けることが検討されている。
 - ※「子供」に通知等すべしという文科省のアナウンスは役割を終えることになろうか。
 - ※「等」を削ることの合理的理由はないように思われる。
- 「子供」であることを知らないことにつき正当な理由がある場合など一定の例外も。

● 利用停止等請求

- 「子供」の保有個人データについては、違法行為の有無等を問わず利用停止等請求の対象とすることが検討されている。
- ただし、法定代理人の同意を得て取得された個人データや本人が16歳以上であると信じさせるために詐術を用いた場合などは、その例外とされる予定である。
- 子供の個人データを取扱う事業者は、利用停止等請求に柔軟に対応できるよう準備するか、(現行法上、要配慮個人情報を除く個人情報の取得に同意は要しないが)法定代理人の同意を取得しておくなどの対応が求められるだろう。明らかに子供を対象しているのに16歳以上であることをチェックボックスを確認するだけでは足りないだろう。

● 責務規定？

- 個人情報取扱事業者・法定代理人が子供の最善の利益を優先して考慮するべき努力義務を規定することが検討されているが、実効性は未知数。

第2. 個人データ等の取扱いの態様の多様化等 に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方

1. 個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方

委託を受けた者(委託先)の義務

【規律の考え方】

- 個人情報取扱事業者等におけるDXの進展に伴い、個人データ等の取扱いについて、実質的に第三者に依存するケースが拡大している。
- このような状況を踏まえ、個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託が行われる場合について、委託された個人データ等の取扱いの態様や、その適正性を確保する能力など、当該個人データ等の取扱いに関わる実態を踏まえ、当該個人データ等の適正な取扱いに係る義務の在り方を検討することとしてはどうか。

委託先の義務をめぐる現状の規律

- **安全管理措置義務(通常の個人情報取扱事業者と同じ)**
 - 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない(法23条)
 - 安全管理措置義務の内容は、大きく分けて「基本方針の策定」「個人データの取扱いに係る規律の整備」「組織的安全管理措置」「人的安全管理措置」「物理的安全管理措置」「技術的安全管理措置」「外的環境の把握」の7つ(通則GL10)。
- **委託元の委託先監督義務**
 - 委託元は、委託先がかかる安全管理措置を適切に講じられるように、委託先に対し必要かつ適切な監督をしなければならない(法25条)

● 委託先の義務の加重

- 委託先企業においてより高度な安全管理措置義務が求められる可能性がある。
- 「委託された個人データ等の取扱いの態様や、その適正性を確保する能力など、当該個人データ等の取扱いに関わる実態を踏まえ、当該個人データ等の適正な取扱いに係る義務」が設けられる見通し。

● 委託元の委託先監督義務

- 「規律の考え方」においては記載がないが、委託元においても、委託先が上記の義務を講じているのか監督する義務を負うことになる可能性がある

2. 特定の個人に対する働きかけが可能となる 個人関連情報に関する規律の在り方

【規律の考え方】

- 特定の個人に対して何らかの連絡を行うことができる記述等である電話番号、メールアドレス、Cookie ID等を含む情報については、当該情報が個人情報に該当しない場合であっても、当該個人への連絡を通じて当該個人のプライバシー、財産権等の権利利益の侵害が発生(注15)し得る上、当該記述等を媒介として秘匿性の高い記述等を含む情報を名寄せすることにより、プライバシー等が侵害されたり、上記連絡を通じた個人の権利利益の侵害がより深刻なものとなったりするおそれ(注16)がある。このような記述等が含まれる個人関連情報(注17)について、個人の権利利益の侵害につながる蓋然性の特に高い行為類型である不適正利用及び不正取得に限って、個人情報と同様の規律を導入することとしてはどうか。また、上記のような記述等が含まれる仮名加工情報及び匿名加工情報(注18)についても同様の趣旨が当てはまることから、同様の規律を導入してはどうか。

注15:例えば、メールアドレス等を用いて、有名企業等をかたったメール等を個人に送信し、当該メールの本文に記載したフィッシングサイトのURLにアクセスさせて認証情報やクレジットカード情報等を窃取する事例等が挙げられる。

注16:例えば、オンラインメンタルヘルスカウンセリングサービスを運営する事業者が、ユーザーから取得したメールアドレス及び健康情報を、治療支援等のためにのみ利用し第三者に共有しない旨等を約していたにもかかわらず、広告目的で第三者に提供する事例等が挙げられる。

注17:具体的には、特定の個人の所在地(住居、勤務先等)、電話番号、メールアドレス、Cookie ID等の記述等(これを利用して特定の個人に対して連絡を行うことができるものに限る。)を含む個人関連情報等を規律の対象とすることを想定している。

注18:具体的には、注17の記述等を含む仮名加工情報・匿名加工情報等を規律の対象とすることを想定している。

- 行政機関等についても同様の改正を行うこととしてはどうか。

個人関連情報・仮名加工情報・匿名加工情報の現状の規律

- 個人関連情報・仮名加工情報・匿名加工情報について、現状、不適正利用及び不正取得に係る規律はない。
 - 個人関連情報:ある個人に関する、Cookie等の端末識別子を通じて収集されたウェブサイトの閲覧履歴、メールアドレスに結び付いた年齢・性別・家族構成等、商品購買履歴・サービス利用履歴、位置情報、興味・関心を示す情報がこれに該当する(通則GL2-8)。
 - 仮名加工情報:法2条5項各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報(法2条5項柱書)。現状、仮名加工情報を利用した本人への連絡等が禁止されている(法41条8項)。
 - 匿名加工情報とは、法2条6項各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという(2条6項柱書)。

● 個人情報の不適正利用の規律

- 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない(法19条、通則GL3-2)。
- 通則GL3-2においては、不適正利用の具体例として以下が挙げられている。
 - 事例1)違法な行為を営むことが疑われる事業者(例:貸金業登録を行っていない貸金業者等)からの突然の接触による本人の平穏な生活を送る権利の侵害等、当該事業者の違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、当該事業者に当該本人の個人情報を提供する
場合
 - 事例2)裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報(例:官報に掲載される破産者情報)を、当該個人情報に係る本人に対する違法な差別が、不特定多数の者によって誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開する場合
 - 事例3)暴力団員により行われる暴力的要求行為等の不当な行為や総会屋による不当な要求を助長し、又は誘発するおそれが予見できるにもかかわらず、事業者間で共有している暴力団員等に該当する人物を本人とする個人情報や、不当要求による被害を防止するために必要な業務を行う各事業者の責任者の名簿等を、みだりに開示し、又は暴力団等に対しその存在を明らかにする場合
 - 事例4)個人情報を提供した場合、提供先において法第27条第1項に違反する第三者提供がなされることを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して、個人情報を提供する場合
 - 事例5)採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用する場合
 - 事例6)広告配信を行っている事業者が、第三者から広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることが予見できるにもかかわらず、当該商品の広告配信のために、自社で取得した個人情報を利用する場合

● 個人情報の不正取得の規律

- 個人情報取扱事業者は、偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない(法20条1項、通則GL3-3-1)。
- 通則GL3-3においては、不適正利用の具体例として以下が挙げられている。
 - 事例1) 十分な判断能力を有していない子供や障害者から、取得状況から考えて関係のない家族の収入事情などの家族の個人情報を、家族の同意なく取得する場合
 - 事例2) 法第27条第1項に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得する場合
 - 事例3) 個人情報を取得する主体や利用目的等について、意図的に虚偽の情報を示して、本人から個人情報を取得する場合
 - 事例4) 他の事業者に指示して不正の手段で個人情報を取得させ、当該他の事業者から個人情報を取得する場合
 - 事例5) 法第27条第1項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合
 - 事例6) 不正の手段で個人情報が取得されたことを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該個人情報を取得する場合

- **連絡先等の情報を含む個人関連情報等の不適正取得・不正取得の規制**
 - 特定の個人の所在地(住居、勤務先等)、電話番号、メールアドレス、Cookie ID等の記述等(これを利用して特定の個人に対して連絡を行うことができるものに限る。)を含む情報等については、個人情報と同様に、不適正利用の禁止(法19条)や不適正取得(法20条1項)の規律が設けられる見通し。
 - 具体的な不適正取得・不正取得に該当する例としては、「メールアドレス等を用いて、有名企業等をかたったメール等を個人に送信し、当該メールの本文に記載したフィッシングサイトのURLにアクセスさせて認証情報やクレジットカード情報等を窃取する事例等」や「オンラインメンタルヘルスカウンセリングサービスを運営する事業者が、ユーザーから取得したメールアドレス及び健康情報を、治療支援等のためにのみ利用し第三者に共有しない旨等を約していたにもかかわらず、広告目的で第三者に提供する事例等」が挙げられる見通し。

3. 本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる身体的特徴に係るデータ(顔特徴データ等)に関する規律の在り方

顔特徴等データに関する規律の追加

【規律の考え方】

- 顔識別機能付きカメラシステム等のバイOMETリック技術の利用が拡大する中で、生体データ(注19)のうち、本人が関知しないうちに容易に(それゆえに大量に)入手することができ、かつ、一意性及び不変性が高く特定の個人を識別する効果が半永久的に継続するという性質を有する(注20) **顔特徴データ等は、その他の生体データに比べてその取扱いが本人のプライバシー等の侵害に類型的につながりやすいという特徴を有することとなっている。**

注19: 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別することができるもの(法第2条第2項第1号、個人情報保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第1条第1号)。

注20: カメラ等の計測機器を複数の地点に設置して顔特徴データ等を入手し、これを名寄せに利用することで、本人が関知し得ないまま、半永久的・網羅的に当該本人の行動を追跡することが可能である。

- そこで、上記侵害を防止するとともに、顔特徴データ等の適正な利活用を促すため、**顔特徴データ等の取扱いについて、透明性を確保した上で本人の関与を強化する規律を導入する必要があるのではないか。**具体的には、**顔特徴データ等(注21)の取扱いに関する一定の事項(注22)の周知を義務付けてはどうか(注23)。**その場合において、**一定の例外事由(注24)を設ける必要があるのではないか。**

注21: 規律の対象となる生体データの具体的な範囲は政令以下で定めることを想定しているが、「顔特徴データ」として、顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を識別することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を識別できるようにしたものを規定することを想定している。なお、単なる顔写真は「顔特徴データ」に該当しない。

注22: 顔特徴データ等を取り扱う当該個人情報取扱事業者の名称・住所・代表者の氏名、顔特徴データ等を取り扱うこと、顔特徴データ等の利用目的、顔特徴データ等の元となった身体的特徴の内容、利用停止請求に応じる手続等を想定している。

注23: 具体的な周知の方法は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定している。

注24: 例えば、周知により本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、周知により当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合、国又は地方公共団体の事務の遂行に協力する必要がある場合であって、周知により当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等が想定される。

【規律の考え方】

- また、顔特徴データ等（保有個人データであるものに限る。）について、違法行為の有無等を問うことなく利用停止等請求を行うことを可能としてはどうか。その場合において、一定の例外事由（注25）を設ける必要があるのではないか。

注25: 例えば、本人の同意を得て作成又は取得された顔特徴データ等である場合、要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合等が想定される。

- さらに、顔特徴データ等について、オプトアウト制度に基づく第三者提供（法第27条第2項）を認めないこととしてはどうか。

顔特徴等データに関する現状の規律

● 個人情報として扱われる顔画像・顔認証データ

- 現行法上、個人を識別可能な顔画像(通則GL2-1)や個人の身体的特徴に関する符号としての顔認証データ(施行令1条1号ロ「顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌」)は、個人情報として扱われる(法2条1項2項)。

● 顔特徴データに関するQ&A

- 店舗や、駅・空港等に設置したカメラにより画像を取得し、そこから顔特徴データを抽出して、これを防犯目的で利用する(顔識別機能付きカメラシステムを利用する。)ことについて、以下の点に留意する必要があるとしている(Q&A1-14)。
 - ・ 犯罪防止目的であることだけでなく、顔識別機能を用いていることも明らかにして、利用目的を特定すること
 - ・ 個人情報の利用目的を本人に通知し、又は公表すること
 - ・ 顔特徴データ等が保有個人データに該当する場合には、保有個人データに関する事項の公表等(法第32条)すること、また、法令に基づき開示請求等に適切に対応すること(Q&A9-13)
 - ・ 照合のためのデータベース(検知対象者のデータベース)に個人情報を登録するための登録基準を作成するに当たっては、対象とする犯罪行為等をあらかじめ明確にし、当該行為の性質に応じ、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報が登録されることのないような登録基準とすること(法第18条第1項) など

個人情報に関する現状の規律

- **保有個人データに関する一定の事項の周知**
 - 現状、保有個人データに関して、当該個人情報取扱事業者の名称・住所・代表者の氏名、保有個人データの利用目的、利用目的の通知・開示・利用停止等の請求の手續と手数料の額その他の事項を周知することが規定されている(法第32条、施行令第10条)。
- **利用停止等請求**
 - 現状、法第18条の規定に違反して本人の同意なく目的外利用がされている場合、法第19条の規定に違反して不適正利用が行われている場合、法20条に違反して不適正取得された個人情報である場合などの違法行為が行われている場合(法35条1項)、また、利用の必要がなくなった場合や本人の権利又は正当な利益が害される恐れがある場合(同条6項)において、当該保有個人データの利用の停止又は消去(「利用停止等」)を求めることができる。
- **オプトアウト制度に基づく第三者提供の禁止**
 - 現状、当該個人データが、要配慮個人情報、不適正取得されたもの、オプトアウト制度に基づき第三者提供されたものである場合には、オプトアウト制度に基づく第三者提供は禁止されている(法第27条第2項但書)。

顔特徴等データに関する規律の追加と実務への影響

- 「規律の考え方」によれば、「顔特徴データ」(顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を識別することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を識別することができるようにしたもの)に関して、以下の規律を設けることが想定される。
- 一定の事項の周知
 - 顔特徴データ等を取り扱う当該個人情報取扱事業者について、当該顔特徴データ等が**保有個人データに該当するかどうかに限らず**、当該事業者の名称・住所・代表者の氏名、顔特徴データ等を取り扱うこと、顔特徴データ等の利用目的、顔特徴データ等の元となった身体的特徴の内容、利用停止請求に応じる手続等の**一定の事項の周知を義務付ける**規律をすることが想定される。
- 利用停止等請求
 - **保有個人データに該当する顔特徴データ等**について、本人の同意を得て作成・取得された場合や、法令に基づき取得した場合等一定の場合を除き、**現行の法35条1項や5項の要件に限らず、利用停止等請求を行なうことが可能になる**ことが想定される。
- オプトアウト制度に基づく第三者提供の禁止
 - 顔特徴データ等につき、オプトアウト制度に基づく第三者提供が禁止されることが想定される。

4. 悪質な名簿屋への個人データの提供を 防止するためのオプトアウト届出事業者に 対する規律の在り方

オプトアウト制度に基づく第三者提供における提供元からの確認義務

【規律の考え方】

- 近時、いわゆる「闇名簿」問題が深刻化する(注26)中で、オプトアウト届出事業者である名簿屋が、提供先が悪質な(法に違反するような行為に及ぶ者にも名簿を転売する)名簿屋であると認識しつつ名簿を提供した事案が発生しており、オプトアウト制度(法第27条第2項)に基づいて提供された個人データが「闇名簿」作成の際の情報源の一つとなっている現状がある。しかしながら、**提供先における個人データの利用目的等を確認する提供元の義務が規定されていない現行法下においては、提供元が不適正な利用の禁止(法第19条)(注27)を適切に履行するための手段が存在しない。**

注26 : 犯罪対策閣僚会議にて策定された「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」(令和5年3月17日)においても、個人情報悪用した犯罪被害を防止するため、犯罪者グループ等に名簿を提供する悪質な名簿屋について、あらゆる法令を駆使した取締り等を推進することが求められている。

注27 : 法に違反するような行為に及ぶ者にも名簿を転売する名簿屋に対して名簿を販売する行為は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあり、不適正な利用(法第19条)に該当し得る。

- そこで、個人データがオプトアウト制度に基づいて悪質な名簿屋に提供され、犯罪者グループ等に利用されることを防止するため、**オプトアウト制度に基づく個人データの提供時の確認義務を創設する必要がある**のではないかと考えられる。具体的には、以下の規律を導入することが考えられるのではないかと。
 - オプトアウト制度に基づき個人データを第三者に提供するときは、あらかじめ、当該第三者(提供先)の身元(氏名又は名称、住所、代表者氏名)及び利用目的を確認しなければならないこととしてはどうか。その場合において、一定の例外事由(注28)を設ける必要があるのではないかと。
 - 当該第三者(提供先)は、オプトアウト届出事業者(提供元)が上記確認を行う場合において、上記確認に係る事項を偽ってはならないこととし、これに違反した者(提供先)に対して、過料を科すこととしてはどうか。

注28 : 例えば、オプトアウト届出事業者が当該個人データを取得した時点において、当該個人データが本人、国の機関、地方公共団体等によって公開されていたものである場合等が想定される。

● 現行の規律

- 個人情報取扱事業者は、個人データの第三者提供に当たり、一定の事項をあらかじめ本人に通知又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合には、法27条1項の規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる(オプトアウトによる第三者提供)。
- 近年、悪質な名簿業者による悪用が社会問題になっており、個人情報保護法改正のたびに要件の厳格化がされてきた。現時点でも、法に違反するような行為に及ぶ者にも名簿を転売する名簿屋に対して名簿を販売する行為は、不適正利用(法19条)に該当し得るとされているが、現状、オプトアウト届出事業者において提供元の適正な利用を適切に履行するための規律は存在しない。

● 実務への影響

- オプトアウト届出事業者(提供元)が、オプトアウト制度に基づく個人データの提供時の確認義務、具体的には、提供先の身元(氏名又は名称、住所、代表者氏名)及び利用目的の確認義務を負うが規定されると想定される。
- また、当該第三者(提供先)は、オプトアウト届出事業者(提供元)が上記確認を行う場合において、上記確認に係る事項を偽ってはならない等の義務を規定し、これに違反した者(提供先)に対して、過料を科す旨が規定されると想定される。

第3 個人情報取扱事業者等による規律遵守 の実効性を確保するための規律の在り方

1 勧告・命令等の実効性確保

(1)速やかに是正を図る必要がある事案に対する勧告・命令の在り方

速やかに是正を図る必要がある事案対応

【規律の考え方】

- 現行法上、緊急命令は、違反行為による個人の重大な権利利益の侵害が既に発生している場合に限り、当該違反行為を是正させるために発出し得るが、個人の権利利益の侵害を防ぐ観点から、重大な権利利益の侵害が切迫している段階において速やかに緊急命令を発出して違反行為を是正させる必要のある事案(注29)が生じている。

注29:例えば、名簿の販売先が、法に違反するような行為を行う者にも名簿を転売する転売屋(ブローカー)だと名簿販売業者が認識していたにもかかわらず、当該販売先に対し、意図的にその用途を確認せずに名簿を販売した事案が挙げられる。当該事案においては、当該販売先(転売屋)を通じて当該名簿が犯罪グループ等により取得され、当該名簿を利用した特殊詐欺等が行われるおそれがあるため、当該名簿に掲載された本人は、当該名簿が販売される限り、特殊詐欺等の被害に遭うおそれにさらされ、かつ、そのおそれが高まっていく状態に置かれることとなる。

- そこで、違反行為により個人の重大な権利利益が侵害される事実が既に発生している場合に加えて、当該侵害が切迫している場合においても、(勧告を経ることなく)緊急命令を発出することができるようにしてはどうか。
- また、違反行為による個人の重大な権利利益の侵害がいまだ切迫しているとまでは認められない場合であっても、当該侵害のおそれが生じており、かつ、勧告によって自主的な是正を待ったにもかかわらず、依然として当該違反行為が是正されない場合においては、命令を発出することができるようにしてはどうか。

勧告・命令等をめぐる現状の規律

【現状の規律】

- 個人情報取扱事業者等が、個人情報保護法の義務規定に違反し、不適切な個人情報、個人関連情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下本項において「個人情報等」という。）の取扱いを行っている場合には、個人情報保護委員会は、必要に応じて、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者に対して報告徴収・立入検査を実施し（法第146条）、当該個人情報取扱事業者等に対して指導・助言を行い（法第147条）、また、勧告・命令を行う（法第148条）ことができる。
- 個人情報取扱事業者の義務違反の是正については、基本的に「命令」に「勧告」を前置することとされている。「命令」は、単に「勧告」に従わないことをもって発せられることはなく、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると個人情報保護委員会が認めたときに発せられる。
- 「緊急命令」は、個人情報取扱事業者等が上記各規定に違反した場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると個人情報保護委員会が認めたときに、「勧告」を前置せずに行う。

【実務への影響】

● 緊急命令が出される範囲が広がる

➤ 直ちに中止命令が出される場合の要件

- ①違反行為により個人の重大な権利利益が侵害される事実が既に発生している場合
- ②違反行為により個人の重大な権利利益への侵害が切迫している場合

←追加が見込まれる

● 侵害の「おそれ」段階での中止命令の新設

①当該侵害のおそれが生じており、かつ、②勧告によって自主的な是正を待ったにもかかわらず、依然として当該違反行為が是正されない場合

● 実際の運用は？

- 命令まで至った事例はいわゆる破産者マップ事件のみ。
- 命令を行う要件が緩和されたところで、個情委がどのような運用を行うかは未知数。
→命令まで至る事例それ自体が少ない？

- 中止命令について、「侵害が切迫している場合」とはどの程度のレベル感を意味するのか？

名簿の販売先が、法に違反するような行為を行う者にも名簿を転売する転売屋（ブローカー）だと名簿販売業者が認識していたにもかかわらず、当該販売先に対し、意図的にその用途を確認せずに名簿を販売した事案

→侵害の具体的危険性までは求められていない？

- 侵害の「おそれ」について、どのように判断するか？
 - …保有個人データの利用停止等(法35条)における「おそれ」は、一般人の認識を基準として、客観的に判断するとのこと(GI通則編3-8-5-1③※6)。
同様の審査基準か？

1 勧告・命令等の実効性確保

(2)個人の権利利益のより実効的な保護のための勧告・命令の内容の在り方

【規律の考え方】

- 法に違反する個人情報等の取扱いがあった場合において、本人が自らその権利利益を保護するための措置を講ずるためには、その前提として、当該取扱いがあったことを認知する必要がある。

注30 : 例えば、法第19条に違反して、犯罪者グループ等の違法行為を行う蓋然性が高い第三者に名簿が提供された場合、当該名簿に掲載された本人は、これを利用した特殊詐欺の被害等を受けるおそれがあるが、そのような状況を認知していなければ、特殊詐欺等から自らを守るための対策を講ずることができない。

- そこで、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置に加えて、本人に対する違反行為に係る事実の通知又は公表その他の本人の権利利益の保護のために必要な措置を勧告・命令の内容とすることができることとしてはどうか。

【現状の規律】

- 勧告・命令は、いずれも、「当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置」をとるよう求めるものとされている(法148条1項)。
 - 委員会は、これまで、法に違反する個人情報の取扱いを行った個人情報取扱事業者に対して、利用目的の通知、公表等を適切に行うことや、適切な安全管理措置を講じるための組織体制を整備すること等を求めてきている。
- 一方で、現状、個人情報取扱事業者から、本人に対して何らかのアプローチを行うことを求めるような規律はない。

【実務への影響】

- 法に違反する個人情報等の取扱いがあった個人情報取扱事業者が、勧告・命令の内容として、本人に対する違反行為に係る事実の通知及び公表等を行うようが求められることができるようになる。

- 現行法において個人データの漏えい等(法26条)が発生した場面に本人に対する通知・公表が認められている。
- また、指導・勧告・命令に至った案件の一部は、国民への情報提供の観点から(法9条)、個人情報による公表が行われている。

→ 今後は個人情報保護法違反事案で、勧告・命令がなされた場合であっても、本人に対する通知・公表が求められる可能性がある。

- 本人に対する通知・公表は、事業者のレピュテーションリスクを損なう可能性が大。

● 実効性についての疑問

- 本改正が想定している例は、以下のとおり。

例えば、法第19条に違反して、犯罪者グループ等の違法行為を行う蓋然性が高い第三者に名簿が提供された場合、当該名簿に掲載された本人は、これを利用した特殊詐欺の被害等を受けるおそれがあるが、そのような状況を認知していなければ、特殊詐欺等から自らを守るための対策を講ずることができない。

→ 名簿を提供した事業者に対し勧告・命令を行い、本人に対する違反行為に係る事実の通知及び公表等を行うようが求めることを想定している。

果たして、そのような(グレーな)事業者が、個人情報委の要望に応じるのか？

1 勧告・命令等の実効性確保

(3)命令に従わない個人情報取扱事業者等の
個人情報等の取扱いに係る第三者への
要請の導入の要否

【規律の考え方】

- 近時、違反行為の中止命令及び当該命令違反の罪に係る刑事告発を受けるに至っても当該違反行為を停止しない悪質な個人情報取扱事業者等が現れてきている(注31)。個人情報取扱事業者等による違法な個人情報等の取扱いにより個人の権利利益の侵害又はそのおそれが生じ、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)による命令が発出されたが、当該個人情報取扱事業者等がこれに従わない場合において、当該違反行為による個人の権利利益の侵害又はそのおそれを排除するためには、当該個人情報等の取扱過程や流通過程の一部に関わることとなってしまう事業者が、当該取扱いのために用いられる役務の提供の停止、当該個人情報等の送信の中止等の措置をとることが必要かつ効果的である。

注31:例えば、法第19条や法第27条等に違反して、官報に掲載されている破産手続開始決定を受けた個人の氏名や住所等の個人データが、地図データとひも付けられる形でウェブサイト上にて公表された事案において、委員会は、当該ウェブサイトの運営者が法に違反した「当該個人情報取扱事業者等」であるとして、当該運営者に対して、当該ウェブサイトの停止等を命令し、刑事告発を行っているものの、当該運営者は命令に従わなかった。一方、当該事案において当該運営者が自ら当該ウェブサイトを停止しない場合であっても、当該ウェブサイトの配信に用いられているサーバのホスティング事業者が当該運営者による当該サーバの利用や当該サーバ自体の機能を停止することや、検索エンジンサービス事業者が当該ウェブサイトのドメイン名等の情報表示を停止することにより、個人の権利利益侵害のおそれを減少させることが可能である。

命令に従わない個人情報取扱事業者等対応

- 現行法上は、委員会による命令は、法の義務規定に違反した個人情報取扱事業者等に対してのみ発出することができるものであり、当該違反行為に関わることとなっている第三者に対して、当該個人情報取扱事業者等へのサービス提供の停止等を命じることはできず、任意の要請に係る根拠規定もない。
- これを踏まえ、違反事業者に対する命令が発出されている場合における、以下二つの類型の委員会による第三者に対する要請について、根拠規定を設けることとしてはどうか。
 - ・ 委員会による命令を受けた個人情報取扱事業者等による違法な個人情報等の取扱いを、**当該個人情報取扱事業者等との契約に基づき補助する第三者**(注32)に対する、当該違反行為を中止させるために必要な措置を講ずるべき旨の要請。
注32: **具体的には、個人情報等の保存に用いるためのクラウドサービスを提供する事業者、個人情報を公開するためのサーバのホスティング事業者、当該サーバのドメイン名をIPアドレスに変換するDNSサーバのホスティング事業者等を想定している。**
 - ・ 委員会による命令を受けた個人情報取扱事業者等による違法な個人情報等の取扱いが、特定電気通信(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第1号)による当該個人情報等の送信である場合における、**当該特定電気通信による当該個人情報等の流通に係る特定電気通信役務を提供する特定電気通信役務提供者**(同条第3号)(注33)に対する、当該流通を防止するために必要な措置を講ずるべき旨の要請
注33: **具体的には、検索サービス提供事業者等を想定している。**

命令に従わない個人情報取扱事業者等対応

- 第三者が上記要請に応じた場合における、当該第三者の当該個人情報取扱事業者等に対する損害賠償責任を制限することとしてはどうか。

【現状の規律】

- 法148条2項及び同3項の勧告・命令は、いずれも、法の規定に違反した「当該個人情報取扱事業者等」に対して行うものとされている。
- そのため、個人情報取扱事業者が、法に違反する個人情報の取扱いを第三者に委託している場合や、法に違反して個人情報を取り扱うに当たって第三者の提供するサービスを利用している場合において、当該第三者自身が法の規定に違反した「当該個人情報取扱事業者等」に当たらない場合は、当該第三者に対して直接勧告・命令を行うことは困難である。

【実務への影響】

- 個人情報取扱事業者等との契約に基づき補助する第三者に対する、当該違反行為を中止させるために必要な措置を講ずるべき旨の要請
 - 対象は「個人情報等の保存に用いるためのクラウドサービスを提供する事業者、個人情報を公開するためのサーバのホスティング事業者、当該サーバのドメイン名をIPアドレスに変換するDNSサーバのホスティング事業者等」を想定している。
- 特定電気通信役務提供者に対する、特定電気通信による個人情報の流通を防止するために必要な措置を講ずるべき旨の要請
 - 対象は「検索サービス提供事業者等」を想定している。
- 自ら個人情報保護法違反をしない場合でも、他人の「個人情報等の取扱過程や流通過程の一部に関わることとなってしまう事業者」として対応が求められる場面が出てくると想定される。そこで、このような対応に即した対応、すなわち契約書への追記や利用約款への記載が求められる。
- また、上記の必要な措置を講じた第三者は、個人情報取扱事業者に対する損害賠償責任を制限することが検討されている。
→「制限」とあるが、一切免除されるのか？紛争になるリスクはどの程度か？

2 悪質事案に対応するための刑事罰の在り方

刑事罰の在り方に関する規律

【規律の考え方】

- 現行法上、第179条及び第180条が定める刑事罰の対象となる個人情報データベース等又は保有個人情報の提供行為は、不正な利益を図る目的での提供行為に限られているが、本人の権利利益を害する程度には、不正な利益を図る目的での提供行為と加害目的での提供行為とで差異が認められないため、この点を見直し、「不正な利益を図る目的」に加え、「**損害を加える目的**」に基づく提供行為についても、法第179条及び第180条に基づく刑事罰の対象行為としてはどうか。
- また、不正に取得された個人情報は、当該情報を用いた詐欺その他の犯罪等につながり得る不適正な利用がなされる蓋然性が高いため、詐欺行為や不正アクセス行為その他の個人情報を保有する者の管理を害する行為により個人情報を取得する行為について、当罰性の観点から「不正な利益を図る目的」又は「損害を加える目的」に基づくものに限定した上で、直罰の対象とする必要があるのではないか。
- なお、各罰則規定の法定刑について、他の罰則規定との均衡を踏まえ、適切な見直しをすることが適当ではないか。

【現状の規律】

- 第179条及び第180条が定める刑事罰の対象となる個人情報データベース等又は保有個人情報
の提供行為は、「不正な利益を図る目的」での提供行為に限られている。

【実務への影響】

- 刑事罰の対象として、新たに、「損害を加える目的」に基づく対象行為が加わり、処罰範囲
が広がることを見込まれる。これにより、例えば、会社の職員が不正に会社の顧客データ
を取得し、当該データをウェブ上で公開する等、当該データの転売する目的がない場合でも
刑事罰の対象となることになる。
- このような改正が行われた場合であっても、上記のような行為は、従来から個人情報保護
法それ自体に違反することには変わりはないため、実務への影響は大きくないと考えられる。

3 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段(課徴金制度)の導入の要否

【規律の考え方】

- 課徴金は、行政上の措置として機動的に賦課されるものであり、違反行為の経済的誘因を小さくすることにより、違反行為を抑止することを目的として導入されるものである。このような課徴金制度については、事後チェック型を志向する現代の市場経済社会において重要な法執行上の役割を果たしていると指摘されている。
- 課徴金制度については、個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理を踏まえ、昨年7月から「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催し、計7回の会合を経て、昨年12月末に、議論の状況を整理した報告書(以下「報告書」という。)を取りまとめた(注34)。
注34: 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会報告書(令和6年12月25日)
- 報告書は、課徴金制度の導入の必要性及び想定される制度設計の在り方や課題についての議論状況をまとめたものである。同制度の導入の要否及び制度設計の在り方については、報告書の内容を踏まえ、継続して議論していく必要があるのではないか(注35)。
注35: 報告書において提示した制度設計の案及び論点の詳細は別紙のとおり。

「(別紙)個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会報告書において提示した制度設計の案について」概要

1 課徴金制度の導入について

(1) 課徴金納付命令の対象となる範囲

課徴金納付命令の対象を、①対象行為(事態)を限定すること、②違反行為者の主観的要素により限定すること、③個人の権利利益が侵害された場合等に限定すること、④大規模な違反行為が行われた場合等に限定することが考えられる。

ア 違法な第三者提供等関連

①対象行為(事態)を限定すること

深刻な個人の権利利益の侵害につながる可能性が高く、緊急命令(法148条3項)の対象となっている重要な規制に違反する行為類型を対象とし、さらに、国内外において現実には発生しており、かつ、剥奪すべき違法な収益が観念できるものに限定することが考えられる。すなわち、

- ・法27条1項(第三者提供の制限)の規定に違反する個人データの提供
- ・法19条(不適正な利用の禁止)の規定に違反する個人情報の利用
- ・法18条(利用目的による制限)の規定に違反する個人情報の取扱い
- ・法20条(適正な取得)の規定に違反して取得した個人情報の利用

をし、当該提供／利用／取扱いをやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること

②違反行為者の主観的要素により限定すること

過剰な規制を回避する等の観点から、個人情報取扱事業者が違反行為を防止するための相当の注意を怠っていない場合か否かによって、課徴金納付命令の対象を限定することが考えられる。

課徴金制度

③個人の権利利益が侵害された場合等に限定すること

過剰な規制を回避する等の観点から、課徴金納付命令の対象を、個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合に限定することが考えられる。例えば以下の(ア)～(ウ)のように運用されることになると考えられる。

- (ア) 個人の権利利益の侵害を防止するため、先行して違反事業者に対して勧告等を発出し、違反行為を中止させた後、当該勧告等の対象となった違法行為について、課徴金納付命令を発出する
- (イ) 違反事業者に対して勧告等を発出し、当該勧告等の対象となる違反行為について、同時に、課徴金納付命令も発出する
- (ウ) 違反行為が既に終了しているため、勧告等の発出は行わないものの、個人の権利利益を侵害すること等の所定の要件を充足するため、課徴金納付命令を発出する

④大規模な違反行為が行われた場合等に限定すること

より抑止の必要性が高い大規模事案に対象を限定する観点から、課徴金納付命令の対象を、大規模な違反行為に限定することが考えられる。具体的には、違反行為に係る本人の数について1,000人以上を基準として課徴金納付命令の対象を限定することが考えられる。

イ 漏えい等・安全管理措置義務違反関連

①・④対象行為(事態)を限定すること・大規模な違反行為等に限定すること

より抑止の必要性が高い大規模事案に対象を限定する観点から、安全管理措置義務違反に起因して大規模な個人データの漏えい等が発生した場合に限定することが考えられる。具体的には、漏えい等した個人データに係る本人の数について1,000人超を基準として課徴金納付命令の対象を限定することが考えられる。

課徴金制度

②主観的要素により限定すること

過剰な規制を回避する等の観点から、個人情報取扱事業者が安全管理措置義務違反を防止するための「相当の注意を著しく怠っていない場合」か否かによって、課徴金納付命令の対象を限定することが考えられる。

③個人の権利利益の侵害された場合等に限定すること

過剰な規制を回避する等の観点から、課徴金納付命令の対象を、個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合に限定することが考えられる。

(2)算定方法

ア 違法な第三者提供等関連

違反事業者は、違反行為又は違反行為により取得した個人情報(すなわち違法行為がなければ取得し得なかった個人情報)から直接的に違法な収益を得ており、違反事業者が得る経済的利得そのものが違法な収益であるといえる。そこで、違反事業者が違反行為又は違反行為により取得した個人情報の利用に関して得た財産的利益の全額を課徴金額とすることが考えられる。

さらに、違反行為をより実効的に抑止する観点から、当該財産的利益の全額を上回る金額を課徴金額とすることも考えられる。なお、課徴金額の算定基礎に係る推計規定を導入することも考えられる。

イ 漏えい等・安全管理措置義務違反関連

安全管理措置義務に違反した事業者の当該違反行為の期間における事業活動により生じた売上額の全部又は一部は、コストの低下・取引数量の増加に伴う利益の増加額により構成されているとの考え方に立つと、安全管理措置義務の履行を怠る動機を失わせるのに十分であり、かつ、想定される必要かつ適切な安全管理措置を講じていれば負担していたであろうコストとの差額、取引数量の増加分に伴う利益の増加額等に照らして過大な損失を与えない水準の課徴金額を賦課する観点から、当該売上額に一定の「算定率」を乗じることによって課徴金額を算定することも考えられる。

また、課徴金額の算定基礎に係る推計規定を導入することも考えられる。

(3) その他

上記の検討項目のほか、報告書において言及されている、自主的報告に係る減算規定、繰り返し違反に係る加算規定、除斥期間、行政裁量、適正手続、海外事業者や所在不明事業者に対する課徴金制度の実効性についても検討する必要があるのではないか。

【現状の規律】

- 現行法上、課徴金制度は存在しない。

【実務への影響】

● 違法な第三者提供等関連

- 課徴金の対象行為は第三者提供の制限(法27条1項)、不適正な利用の禁止(法19条)利用目的による制限(法18条)、適正な取得(法20条)違反とされている。不適正な利用の禁止の規定に違反する個人情報の利用について、そもそもどのような利用が不適正な利用に該当するのか不明であり、外延が不明確。
- 主観的要素として、「相当の注意を怠っていない場合」に限定される予定であるが、その具体的内容は明らかになっていない。
- 「個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合」に限定される方向であるが、「侵害される具体的なおそれ」の程度について、現時点において明確になっていない。

● 漏えい等・安全管理措置義務違反関連

- 対象行為について、1000人以上の大規模な漏えい等事案に限定されている。
- 主観的要素や個人の権利利益の侵害等が要件になっていることは、違法な第三者提供等関連と同様の問題がある。
- 主観的要素について、事業の規模、性質等も十分に考慮した上で判断することが考えられる、とされる(報告書22頁)。例えば、事業の規模に比して、安全管理措置義務について低コストで行っていた場合、「相当な注意」を怠ったと推測される一要素となるのではないか。

→GLやQ & Aなどで明確にされることが望まれる。

4 違反行為による被害の未然防止・拡大防止のための団体による差止請求制度、個人情報漏えい等により生じた被害の回復のための団体による被害回復制度の導入の要否

【規律の考え方】

- ある者の個人情報¹が違法に取り扱われている場合には、他の者の個人情報についても同様に違法に取り扱われている可能性が十分にあると考えられる中で、個人情報の違法な取扱いに対する適切な権利救済²の手段を多様化し、より確実に救済を受けられる環境を整えていくことは重要であると指摘されている。団体による差止請求制度や被害回復制度について、検討会において導入の必要性や想定される制度設計について議論を行った。
- 報告書は、課徴金制度と同様に、団体による差止請求制度・被害回復制度についても、導入の必要性及び想定される制度設計の在り方や課題についての議論状況をまとめたものである。同制度の導入の要否及び制度設計の在り方については、報告書の内容を踏まえ、継続して議論していく必要があるのではないか（注36）。

注36：報告書において提示した制度設計の案及び論点の詳細は別紙のとおり。

差止請求制度・被害回復制度における規律の考え方

「(別紙)個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会報告書において提示した制度設計の案について」概要

2 団体による差止請求制度、団体による被害回復制度の導入の要否

(1) 差止請求制度

委員会の法執行が行き届いていない部分において、不特定かつ多数の消費者に係る被害の未然防止・拡大防止を図る観点から、適格消費者団体に、個人情報保護法上の差止請求権を適格消費者団体自身の権利として付与することが考えられる。この際、差止請求制度について、違反行為により個人の権利利益が侵害されるおそれが高い、利用停止等請求の対象条文に係る違反行為を、適格消費者団体による差止請求の対象とすることが考えられる。

具体的には、例えば以下のような事例を対象とすることが考えられる。

- ・不特定かつ多数の消費者の個人データを、自らが提供するサービスに係る利用規約・プライバシーポリシー等において合理的かつ適切な方法により本人の同意を得ることなく第三者に提供する等、法に違反して第三者に提供する(法第27条第1項関係)
- ・不特定かつ多数の消費者の個人情報を、本人が人格的・差別的な取扱いを受けるおそれがあるにもかかわらずウェブサイトで表示する等、不適正に利用する(法第19条関係)
- ・不特定かつ多数の消費者の個人情報を、他の事業者の従業員により不正に持ち出された個人情報であることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず取得する等、不正の手段により取得する(法第20条関係)等

(2) 被害回復制度

被害回復制度については、中間整理において「個人情報の漏えいに伴う損害賠償請求は極端な少額大量被害事案となる(過去の裁判例等を踏まえると、認容被害額は数千円から数万円程度と考えられる。)こと、立証上の問題があることが課題と考えられる」とされたことも踏まえつつ検討する必要がある。

【現状の規律】

- 現行法上、団体による差止請求制度及び被害回復制度は存在しない。

【実務への影響】

- 全体について

- 適格消費者団体がマンパワー不足という現状(報告書32頁)。個情委との連携推進の可能性(報告書38頁)。

- 差止請求制度

- 法27条1項(第三者提供の制限)、法19条(不適切な利用の禁止)、法20条(適正な取得)を対象にする方向で議論されている。もっとも、差止請求制度は、「委員会の法執行が行き届いていない部分」について補完する建付けとされているため、対象範囲は謙抑的であると予想される。
- 適格消費者団体における立証のハードルが高いとの意見も(報告書36頁)。

- 被害回復制度

- 少額多量被害の類型を念頭に置いている。
- 立証上の問題も指摘されている(報告書38頁)。

→今改正で導入される可能性は小さいと考えられる。

5 漏えい等発生時の体制・手順について確認が得られている場合や違法な第三者提供が行われた場合における漏えい等報告等の在り方

【規律の考え方】

- 委員会規則で定めるところによる、報告対象事態(規則第7条)が発生した場合の委員会への報告(法第26条第1項)について、体制・手順に係る認定個人情報保護団体などの第三者の確認を受けること等を前提として、一定の範囲で速報を免除することを可能としてはどうか。さらに、漏えいした個人データに係る本人の数が1名である誤交付・誤送付のようなケースについては、委員会への報告のうち速報を、一定期間ごとに取りまとめた上で行うことを許容してはどうか。
- また、違法な個人データの第三者提供についても報告対象事態にすることとしてはどうか。
- 違法な第三者提供については、行政機関等についても同様の改正を行うこととしてはどうか。

【現状の規律】

- 現行法上、法第26条第1項に基づく漏えい等報告は、規則7条各号に該当する事態について、速報及び確報に分けて行うこととされている。すなわち、
 - ・要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(規則7条1号)
 - ・不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(同2号)
 - ・不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ(当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(同3号)
 - ・個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(同4号)の場合、委員会に報告しなければならない。
- ただし、上記各個人データが、高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものである場合は、この限りではない。

【実務への影響】

● 報告対象事態

- 報告対象事態が発生した場合であっても、一定の場合には速報が免除されたり、確報を一定期間ごとにをとりまとめた上で報告することで足りるとされたりすることが議論されている。
- 速報の免除される具体例として、①漏えいした個人データに係る本人の数が1名である誤交付・誤送付案件や、②漏えい等又はそのおそれを認識した場合における適切な対応を行うための体制・手順が整備されていると考えられる事業者が挙げられている（令和6年6月27日付中間報告20頁）。
- 上記①は、確報を一定期間ごとにをとりまとめた上で報告することで足りるとされる例としても挙げられている。
- 仮にこのような改正が行われた場合、事業者の事務処理の手間が軽減されると考えられる。
- 上記中間報告に記載されていた漏えい等の「おそれ」の緩和に関する記載はない。

● 違法な個人データの第三者提供

- 報告対象事態になる方向。
- 例えば、会社の職員が不正に会社の顧客データを取得し、第三者に提供した場合、報告対象となることが想定される。

課徴金制度

(有識者検討会資料・検討会報告書)

検討会の開催要項

1. 目的

中間整理の内容を踏まえ、事業者・個人に与える影響が大きい事項について議論

2. 検討事項

- ・課徴金制度
- ・団体による差止請求制度・被害回復制度
- ・その他(検討会における議論を踏まえ必要と考えられる事項)

→結果的に、課徴金制度の議論が大半を占めた。

3. 構成員

【構成員(五十音順)】

- 宍戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授(座長)
清水 涼子 個人情報保護委員会委員
中川 丈久 神戸大学大学院法学研究科教授
長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク
森 亮二 弁護士法人英知法律事務所弁護士
山本 龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
若目田 光生 株式会社日本総合研究所創発戦略センターシニアスペシャリスト

【関係団体(五十音順)】

- 主婦連合会
新経済連盟(一般社団法人)
全国消費者団体連絡会(一般社団法人)
全国消費生活相談員協会(公益社団法人)
日本IT 団体連盟(一般社団法人)
日本経済団体連合会(一般社団法人)

→構成員は課徴金制度導入賛成が多数派を占め、事業者系の関係団体(特に経団連)は議論において押され気味だった。

4. 事務局

個人情報保護委員会事務局個人情報法制度担当室

検討会における議論と制度導入の可能性

【課徴金制度】

- 検討会では課徴金制度の導入に関する議論が大変を占め、議論も白熱した。
- 構成員は課徴金制度導入の賛成が多数派を占め、関係団体として参加していた経済団体は議論において押され気味であった。
- 課徴金制度については第7回(最終会)において、詳細な制度設計まで事務局による案が示された。【[現行制度と検討の方向性について\(課徴金制度③\)](#)】
- 課徴金制度が改正法で導入されるのは確実(弊職らの予想では100%)。

【団体による差止請求制度・被害回復制度】

- 課徴金制度の導入に関する議論が白熱したため、事務局による説明も中途半端に終わり、構成員・関係団体による議論も尽くされているとは言い難い状況。
- 課徴金制度と比べて、団体による差止請求制度・被害回復制度に関しては、第7回(最終会)においても詳細な制度設計が示されたとは言い難い状況。
- 団体による差止請求制度・被害回復制度が改正法で導入される可能性は極めて低いと思われる(弊職らの予想では10%程度)。

【その他の論点】

- 検討会では議論されなかった。
- 中間整理(パブコメによる意見募集を含む)で示された論点については個人情報保護委員会で議論か。報告書のようなものが出されるかは不明。
- 令和2年(2020年)改正においては、2019年11月29日に制度改正大綱が出され、パブコメによる意見募集を経て、2020年の通常国会に法案提出・成立。

(参考) 諸外国における個人情報保護法制に係る主な制裁金制度

国・地域	法令等	主な対象行為
EU	GDPR	第5条(個人データの取扱いと関連する基本原則)、第6条(取扱いの適法性)、第7条(同意の要件)、第8条(情報社会サービスとの関係において子どもの同意に適用される要件)、第9条(特別な種類の個人データの取扱い)、第32条(取扱いの安全性)を含む多くのGDPR上の条項違反が制裁金の対象となっている(第83条第4項、第5項)。
英国	UK GDPR	基本的に同上
米国(連邦)	FTC法	FTC法第5条(「不公正・欺瞞的行為又は慣行」(15 U.S.C. § 57a(a)(1)(B)))に基づく法執行(民事制裁金の請求を含む)を通して消費者の個人情報やプライバシーの保護を図っている。
米国(カリフォルニア州)	カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)	個人情報の販売・共有規制(Cal. Civil Code § 1798.120)等のCCPA違反行為が民事制裁金(civil penalty)対象とされている(Cal. Civil Code第1798.155(a))。
カナダ	現在のところなし(※検討中の消費者プライバシー保護法(CPPA)に規定あり)	※CPPA案においては、第15条第1項(情報の取得・利用・開示について原則として本人の有効な同意を得る義務を規定)等の各CPPA上の規律に違反したとコミッショナーが認めるとき
中国	個人情報保護法(PIPL)	PIPLの規定に違反して個人情報を取り扱う場合又は個人情報を取り扱う際にPIPLに規定する個人情報保護に係る義務を履行しない場合であり、かつ、当局による是正命令を拒否した場合又は上記違反行為の情状が重い場合に制裁金の対象となる(第66条)。
韓国	個人情報保護法(PIPA)	個人情報の取得・利用・提供について本人同意その他の要件の充足を求める第15条第1講(個人情報の収集と利用)及び第17条第1項(個人情報の提供)や第22条の2第1項(子どもの個人情報の保護)、第23条第1項第1号(センシティブ情報の処理制限)、第28条の8第1項(個人情報の越境移転)などの多くのPIPA上の条項違反に加え、個人情報の漏えい等があった場合が制裁金の対象となっている(第64条の2)。

検討会における課徴金制度の検討の視座

- 違反行為者に金銭的不利益を課すことによって、違反行為の摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、違反行為の抑止効果を強化する観点から、諸外国における個人情報保護法制において制裁金制度が導入されている例が多いことも踏まえ、個人情報保護法に課徴金制度を導入することが考えられるのではないか。
- 他方、過剰な規制を回避する等の観点から、課徴金納付命令の対象を、以下の要件等により限定することが考えられるのではないか。
 - ① 対象行為(事態)を限定すること
 - ② 主観的要素を要求すること
 - ③ 個人の権利利益が侵害されたこと等を要求すること
 - ④ 大規模な違反行為等に限定すること
- また、適正なデータの利活用に悪影響を与えないように、制度設計のみならず、周知啓発や運用も含めて十分な配慮をするべきではないか。
- 制度設計の検討に際しては、国内他法令における課徴金制度も踏まえ、個人情報保護法において規定し得る具体的な課徴金納付命令の要件について、その要否・内容の是非等を議論することが有用ではないか。

課徴金制度の対象行為

- 検討会では2類型の対象行為に分けて課徴金制度の導入が検討された。

1. 違法な第三者提供等関連(本人の数1,000人以上)

- 法第27条第1項の規定に違反する個人データの提供をし、当該提供又は当該提供をやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること(類型①)
- 法第19条の規定に違反する個人情報を利用をし、当該利用又は当該利用をやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること(類型②)
- 法第18条の規定に違反する個人情報の取扱いをし、当該取扱い又は当該取扱いをやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること(類型③)
- 法第20条の規定に違反して取得した個人情報を利用をし、当該利用又は当該利用をやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること(類型④)

2. 漏えい等・安全管理措置義務違反関連

- 安全管理措置義務違反に起因して大規模な個人データの漏えい等(本人の数が1000人超)が発生した場合

(参考)個人データの違法な第三者提供等に関連する事例

類型1 人材サービス事業者及びその関連事業者 いわゆる内定辞退率を提供するサービス

- 卒業生向けの新卒向け就職情報サービスにおいて、いわゆる内定辞退率を提供するサービス（採用活動に応募した学生等の情報と会員情報を突合し、就職情報サービス上の学生等の閲覧履歴等を基に内定を辞退する確率を算出して提供するサービス）を行い、内定辞退率を本人の同意を得ずに同サービスの利用企業へ提供。
- 個人データを取り扱う際に、適正に個人の権利利益を保護するよう、組織体制を見直し、経営陣をはじめとして全社的に意識改革を行い、適正な個人情報の取扱いのための体制整備・適切な利用目的の通知又は公表等を含め必要な措置をとることを勧告。

類型2 いわゆる新破産者マップ

- ウェブサイト上において、破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた個人（以下「破産者」という。）の氏名及び住所などの個人データをインターネット上に公開されている地図データと紐付けられる形で表示。
- ウェブサイトを通じた個人データの提供を停止するよう勧告。
- ウェブサイトを通じた個人データの提供を直ちに停止するよう命令。
- 正当な理由なくその命令に係る措置がとれられなかったこと、報告徴収への報告を行わなかったことを理由に刑事告発。

類型3 複数国に影響のある事例 (海外プラットフォーム事業者関連)

- サービスの利用者が、ソーシャルプラグインが設置されたウェブサイトを読覧した場合、ユーザーID、アクセスしているサイト等の情報が当該サービスを提供する企業に自動で送信されていた。
- 性格診断アプリを介して取得したユーザーの個人情報が不正に第三者(英国の分析会社)に共有された。
- 利用者への分かりやすい説明の徹底、本人の同意の取得、本人からの削除要求への適切な対応、第三者が開発したアプリケーションの活動状況の監視等の徹底について指導。

類型4 名簿販売事業者関連

- 販売先が法に違反するような行為を行う者にも名簿を転売する転売屋(ブローカー)だと認識していたにもかかわらず、販売先での名簿の用途を意図的に詳しく確認せず名簿を販売。
- 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しないよう、定期的な監査・研修、確認記録義務の実施等について指導。
- 持込者による個人データの提供が違法であることを知り又は容易に知ることができた状況において、持込者による個人データの取得の経緯等を確認することもなく個人データを入手し、これを販売。
- 個人情報の不適正な取得を行わないことや、確認・記録義務の実施等について指導。

27

(参考)安全管理措置等への著しい違反による漏えいに関連する事例

類型5 コールセンターサービス事業者及びその関連事業者

- 多数の民間事業者及び地方公共団体から委託を受けたコールセンターサービス事業者が、**コールセンター業務で用いるシステムの保守運用を関連事業者に委託していたところ、当該関連事業者に所属してシステム保守運用業務に従事していた者が、委託元の顧客又は住民等に関する個人データ等を不正に持ち出した。**
- 個人データの不正な持ち出しは平成25年から令和5年にわたって反復的に行われており、**影響を受けた個人データは判明しているものだけで約928万人分（民間事業者30社、地方公共団体38団体）。**
- コールセンターサービス事業者は、**顧客から顧客情報の漏えいの可能性を指摘され、自社内調査を行うものの漏えいの事実を発見できなかった。県警により、システムの保守運用業務を受託した会社に対して捜査が実施されたことを発端として、顧客情報の漏えいの事実を認めた。**
- コールセンターサービス事業者に、**組織的安全管理措置の不備を是正**するために必要な措置をとるよう**勧告**を、その他に確認された安全管理措置及び委託先の監督の不備を改善するよう**指導**を、過去の調査において不適切な調査報告に至った経緯及び原因並びに再発防止策の実施状況について**報告徴収**を実施。
- コールセンターサービス事業者から委託を受けた関連事業者に、**組織的安全管理措置の不備を是正**するために必要な措置をとるよう**勧告**を、その他に確認された安全管理措置の不備を改善するよう**指導**を、過去の調査において不適切な調査報告に至った経緯や再発防止策の実施状況について**報告徴収**を実施。

法23条の安全管理措置に係る本来負担すべき支出の削減により違反事業者の提供する商品又は役務の低価格化が実現し、これによって当該商品又は役務の販売又は提供に係る利得が増加することも想定し得るとする有識者意見あり(第290回個人情報保護委員会資料1-1「第二次いわゆる3年ごと見直しへのコメント」(ひかり総合法律事務所 板倉弁護士)参照)。

違法な第三者提供等関連①(対象行為)

- 課徴金納付命令の対象行為については、緊急命令(法第148条第3項)の対象となっている重要な規制に違反する行為類型を対象とし、さらに国内外において現実に発生しており、かつ剥奪すべき違法な収益が観念できるものに限定することが考えられるのではないか。

対象行為(案)	該当する具体的な行為(※)
<p>法第27条第1項の規定に違反する個人データの提供をし、当該提供又は当該提供をやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること(類型①)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 自社サービスの利用者の個人データを、本人の同意を得ずに第三者である顧客企業に違法に販売する行為。 • オプトアウト届出事業者が、第三者による自身への個人データの提供が法第27条第1項に違反することを知ることができた状況において当該個人データを入手し、当該個人データを、本人の同意を得ずに、他の第三者に違法に販売する行為。 • 破産者の氏名、住所等の個人データを、本人の同意を得ずに、インターネット上で違法に公開し、当該公開を止めることの対価を本人から受け取る行為。
<p>法第19条の規定に違反する個人情報の利用をし、当該利用又は当該利用をやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること(類型②)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 破産者の氏名、住所等の個人情報、当該個人情報に係る本人に対する違法な差別が、不特定多数の者によって誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、インターネット上で公開し、当該公開を止めることの対価を本人から受け取る行為。 • 販売先が違法行為を行う者にも名簿を転売する者だと認識していたにもかかわらず、当該販売先に名簿(個人情報)を販売する行為。
<p>法第18条の規定に違反する個人情報の取扱いをし、当該取扱い又は当該取扱いをやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること(類型③)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 特定された利用目的にターゲティング広告への利用が含まれないにもかかわらず、第三者の商品又は役務に係る自社のプラットフォーム上でターゲティング広告に個人情報を利用し、当該第三者から当該ターゲティング広告の対価を得る行為。
<p>法第20条の規定に違反して取得した個人情報の利用をし、当該利用又は当該利用をやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること(類型④)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本人の合理的な期待に反して不正の手段により個人情報を取得し、第三者の商品又は役務に係る自社のプラットフォーム上でターゲティング広告に当該個人情報を利用し、当該第三者から当該ターゲティング広告の対価を得る行為。

(※)例えば、ある大学からの求めに応じて、自社に勤務する当該大学の卒業生の名簿(個人データ)を、あらかじめ本人の同意を得ずに無償で当該大学に提供した場合等は、課徴金納付命令の対象とはならない。

(参考)個人情報取扱事業者等に対する現行の監督規定と対象条文

条文※1	勧告・命令	緊急命令	課徴金(案)
第18条(利用目的による制限)★	○	○	○
第19条(不適正な利用の禁止)★	○	○	○
第20条(適正な取得)★	○	○	○
第21条(取得に際しての利用目的の通知等)	○	—	
第23条(安全管理措置)	○	○	○※3
第24条(従業員の監督)	○	○	
第25条(委託先の監督)	○	○	
第26条(漏えい等の報告等)★	○	○	
第27条(第三者提供の制限)★(第4項を除く)	○	○(第1項のみ)	
第28条(外国にある第三者への提供の制限)★	○	○(第1項、第3項のみ)	○(第1項のみ)
第29条(第三者提供に係る記録の作成等)	○	—	—
第30条(第三者提供を受ける際の確認等)(第2項を除く)	○	—	—
第31条(個人関連情報の第三者提供の制限等)	○	○(第1項、第2項のみ)	—
第32条(保有個人データに関する事項の公表等)	○	—	—
第33条(開示)(第1項を除く)	○	—	—
第34条(訂正等)(第2項、第3項のみ)	○	—	—
第35条(利用停止等)(第1項、第3項及び第5項を除く)	○	—	—
第38条(手数料)(第2項のみ)	○	—	—
第41条(仮名加工情報の作成等)(第4項及び第5項を除く)	○	○(第1項～第3項、第6項～第8項のみ)	—
第43条(匿名加工情報の作成等)(第6項を除く)	○	○(第1項、第2項、第5項のみ)	—

★:違反が認められる場合、本人による利用停止等請求又は第三者提供停止請求の対象となるもの

※1 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務に係る規定に限る。

※2 違反行為に係る本人の数が一定規模以上の場合に限る。

※3 一定規模以上の漏えいが現に発生し、かつ、著しい違反がある場合等に限る。

違法な第三者提供等関連について②(主観的要素)

- 過剰な規制を回避する等の観点から、個人情報取扱事業者が違反行為を防止するための相当の注意を怠っていない場合か否かによって、課徴金納付命令の対象を限定することが考えられるのではないか。

【趣旨】

- 違反事業者が適切な注意を尽くしていた場合を課徴金納付命令の対象とすると、以下のようなおそれがあるのではないか。
 - ✓ 適切な注意を尽くしていた事業者まで対象となることにより、課徴金制度が過剰な規制となるおそれ
 - ✓ 事業者において個人情報の取扱いが違法か否かの確認を行うインセンティブが失われ、違反行為を抑止するという課徴金制度の目的がかえって阻害されるおそれ
- 他法令の課徴金制度において主観的要素を要求している例として、景品表示法(第8条第1項ただし書)及び公認会計士法(第30条第1項、第2項、第31条の2第1項)がある。

【相当の注意を怠っていない場合の具体例】

- 例1) 事業者が本人同意に基づくものとして個人データの第三者提供を行っていた事案において、当該事業者が、適切な手続により本人確認を行った上で同意を取得していたが、実際には本人ではない者が巧妙に本人になりすまして同意しており、本人は同意していなかった場合
- 例2) 事業者が本人同意に基づくものとして個人情報の目的外利用を行っていた事案において、当該事業者が、当該同意の取得を委託した委託先に対し、当該同意の取得が適切に完了している旨を文書により適切に確認していたが、当該委託先が精巧な虚偽の同意書をねつ造して回答を行っており、実際には当該委託先が本人同意を得ていなかった場合

【弊職らの所見】

「相当の注意を怠っていない場合の具体例」はかなり極端な事例であり、違反(たとえば、第三者提供の本人同意が必要なのに取っていない場合)について故意の場合(認識がある場合)や認識可能性がある場合は「相当の注意を怠っている」と認定されるおそれがあるのではないか。今後、ガイドラインやQ&A、パブコメ回答でより詳細な具体例が出されることを期待する。

違法な第三者提供等関連について③(権利侵害)

- 過剰な規制を回避する等の観点から、課徴金納付命令の対象を、個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合に限定することが考えられるのではないか。

【趣旨】

- 個人の権利利益が侵害されるおそれのない場合を課徴金納付命令の対象とすると、以下のようなおそれがあるのではないか。
 - ✓ 是正すべき違反行為はあるものの個人の権利利益が侵害されるおそれがない場合まで課徴金納付命令の対象となることにより、課徴金制度が過剰な規制となるおそれ
 - ✓ 課徴金納付命令の対象が広範になり、より抑止の必要性の高い個人の重大な権利利益を侵害する違反行為に係る事案等に対して、十分な行政リソースを用いた事件処理ができなくなるおそれ
- 他法令の課徴金制度において主観的要素を要求している例として、景品表示法(第8条第1項ただし書)及び公認会計士法(第30条第1項、第2項、第31条の2第1項)がある。

【具体例】

- **個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じたとは直ちにいえ**ない場合として、**以下の場合が考えられるのではないか。**
- 例1) 提供先において本人が識別されたり、本人に対する連絡等が行われたりするおそれがない個人データを提供した場合
- 例2) 法第17条第2項に基づく利用目的の変更が可能であり、あらかじめ当該変更を行って目的外利用とはならなかったにもかかわらず、当該変更を行わないまま目的外利用をした場合
- 例3) **提供先が、提供された個人データを、閲覧・利用せずに直ちに削除又は返却した場合**

違法な第三者提供等関連について③(権利侵害)

【具体例】

➤ 個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合として、以下の場合が考えられるのではないか。

例1) 個人の信用や名誉を毀損する個人データが、法第27条第1項に違反して第三者に提供された場合

例2) 氏名や住所等を含む形で個人データが法第27条第1項に違反して第三者に提供され、当該第三者が当該個人データを自らのために利用した場合

例3) 広告配信を行っている事業者が、第三者から広告配信依頼を受けた商品が詐欺的な商品であることを知りつつ、当該商品の広告配信のために、自社で取得した個人情報を利用する場合

例4) 利用目的の達成に必要な範囲を超えるにもかかわらず、本人に対してダイレクトメールの送付や電話勧誘等が行われた場合

例5) 利用目的の達成に必要な範囲を超えるにもかかわらず、本人が知られることを欲しないと認められる本人の属性を推知した場合

例6) 法第20条第2項に違反して取得した要配慮個人情報を、顧客に対する広告配信サービスの提供に利用した場合

【弊職らの所感】

上記の具体例に該当する場合はかなり広く、前ページの「権利侵害のおそれがない場合」に該当しない限り、権利侵害要件を満たす可能性が高い。今後、ガイドラインやQ&A、パブコメ回答でより詳細な具体例が出されることを期待する。

【課徴金納付命令と勧告等の関係について】

- 課徴金納付命令の対象を、緊急命令の対象となっている重要な規制に係る違反行為のうち、個人の権利利益を侵害し、又はその具体的なおそれのある違反行為に限定した場合、課徴金納付命令の対象となる事案は、基本的に、勧告等の対象となる事案に限定されることとなると考えられる。
- 他方、違反行為を直ちに中止させる必要があること等から、先行して勧告等を発出することが適切な場合もあり得るのではないかと(事例1)。また、違反行為が既に終了している場合等には、課徴金納付命令を発出する必要はあるものの、勧告等を発出する必要はない場合もあり得るのではないかと(事例3)。

【想定される運用の例】

- 事例1) 個人の権利利益の侵害を防止するため、先行して違反事業者に対して勧告等を発出し、違反行為を中止させた後、当該勧告等の対象となった違法行為について、課徴金納付命令を発出する場合
- 事例2) 違反事業者に対して勧告等を発出し、当該勧告等の対象となる違反行為について、同時に、課徴金納付命令も発出する場合
- 事例3) 違反行為が既に終了しているため、勧告等の発出は行わないものの、個人の権利利益を侵害すること等の所定の要件を充足するため、課徴金納付命令を発出する場合

違法な第三者提供等関連について④(裾切り)

- より抑止の必要性が高い大規模事案に対象を限定する観点から、課徴金納付命令の対象を、大規模な違反行為に限定することが考えられるのではないか。

【趣旨】

- 規模が小さいと考えられる事案についてもすべからず義務的に課徴金を課すこととすると、限られた行政リソースの下では、より抑止の必要性が高い事案に対する監督権限の行使に影響を及ぼすおそれがあるのではないか。
- この点について、行政機関が保有する個人情報ファイルの本人の数が1,000人未満の場合、個人の権利利益の侵害の被害も少ないと見込まれることから、個人情報ファイル簿の作成・公表義務の対象外とされていること(法第74条第2項第9号、第75条第2項第1号及び政令第20条第2項)を参考に、違反行為に係る本人の数が1,000人以上の場合に課徴金納付命令の対象を限定することが考えられるのではないか。

【他法令における裾切りの基準】

法令名	規模基準
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)	100万円未満
金融商品取引法(昭和23年法律第25号)	1万円未満
公認会計士法(昭和23年法律第103号)	1万円未満
不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)	150万円未満
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)	225万円未満

【弊職らの所感】

- 「1000人以上」(※安全管理措置違反の課徴金は1000人超であることに注意)の基準は一定のプラットフォームを利用している場合には直ぐに満たされる可能性がある。
- 同意なき違法な第三者提供については改正法成立時の適用時点や除斥期間により、1000人未満となる可能性があるが、目的外利用については、その時点で利用していれば対象となるので、容易に1000人に達する可能性あり。

違法な第三者提供等関連について⑤(算定方法)

- 違法な第三者提供等に係る課徴金の金額について、違反行為の対価等の全額を課徴金額とする方法が考えられるのではないか。

【趣旨】

- 違反事業者は、違反行為又は違反行為により取得した個人情報(すなわち違法行為がなければ取得し得なかった個人情報)から直接的に違法な収益を得ており、違反事業者が得る経済的利得そのものが違法な収益であるといえる。そこで、違反事業者が違反行為又は違反行為により取得した個人情報の利用に関して得た財産的利益の全額(※)を課徴金額とすることが考えられるのではないか。さらに、違反行為をより実効的に抑止する観点から、当該財産的利益の全額を上回る金額を課徴金額とすることも考えられるがどうか。
- 他法令の課徴金制度において違反行為の対価等の全額を課徴金額としている例として、以下が存在する。
 - 不当な取引制限に係る課徴金においては、違反行為に参加する見返りとして得る金銭等(談合金等)の全額が、課徴金額の算定基礎に含められている(独占禁止法第7条の2第1項第4号)。支配型私的独占に係る課徴金においても、違反行為に係る商品又は役務を供給しないことに関して受ける金銭等の全額が、課徴金額の算定基礎に含められている(独占禁止法第7条の9第1項第3号)。
 - 公認会計士等の虚偽証明等に係る課徴金においては、監査報酬相当額(故意による場合はその1.5倍)が課徴金の金額とされている(公認会計士法第31条の2第1項)。
 - 発行者等による虚偽開示書類等の提出等に加担する行為に係る課徴金においては、当該加担行為に関して得た報酬等の総額が課徴金の金額とされている(金融商品取引法第172条の12第1項)。
- 実際に生じた金銭的利得を一定程度上回る金額を課徴金額としている例として、上記公認会計士法における故意による虚偽証明に及んだ場合の監査報酬相当額の1.5倍の課徴金が存在する。
- また、独占禁止法第7条の2第3項、景品表示法第8条第4項等を参考に、課徴金額の算定基礎に係る推計規定を導入することも考えられる。

(※)ここにいる「財産的利益」とは、違反行為等の対価として得た額全体のことであり、当該額(=売上額)には、他法令の課徴金制度において違反行為の対価等の全額を課徴金額としている例と同様、当該違反行為等のために支出した費用相当額も含まれ得ることとなる。

【弊職らの所感】

安全管理措置義務違反による課徴金の算定方法に比べれば、得られた利益(売上)との因果関係がある程度明確なので、リーゾナブルな制度設計であると思われる。

漏えい等・安全管理措置義務違反関連について①(対象行為)

- 漏えい等・安全管理措置義務違反に係る課徴金の課徴金額について、「違反事業者の違反行為をした期間における事業活動により生じた売上高」×「算定率」という算定式により課徴金額を算定する方法が考えられるのではないか。

【趣旨】

- 規模が小さいと考えられる事案についてもすべからず課徴金を課すこととすると、限られた行政リソースの下では、より抑止の必要性が高い事案に対する監督権限の行使に影響を及ぼすおそれがあるのではないか。
- この点について、漏えい等の報告義務(法第26条第1項)に係る規則第7条第4号を参考に、個人データに係る本人の数が**1,000人を超える漏えい等**が発生した場合に課徴金納付命令の対象を限定することが考えられるのではないか。
- **なお、安全管理措置義務は、緊急命令(法第148条第3項)の対象となっている重要な規制である。**

【弊職らの所感】

- 漏えい等報告(法26条)では、要配慮個人情報、財産的価値のある個人情報、不正な手段による漏えい等については、本人の数が1人でも個人情報への報告対象(その他は本人の数が1000人超)なので、課徴金制度では、個人情報の種類にかかわらず、1000人超の漏えい等があった場合に課徴金の対象とするという趣旨と理解する。
- もっとも、不正アクセスのような場合は、容易に本人の数が1000人超となる場合が多く、課徴金制度の対象となる場合は多くなると考えられる。

漏えい等・安全管理措置義務違反関連について②(主観的要素)

- 過剰な規制を回避する等の観点から、個人情報取扱事業者が安全管理措置義務違反を防止するための相当の注意を著しく怠っていない場合か否かによって、課徴金納付命令の対象を限定することが考えられるのではないか。

【趣旨】

- 安全管理措置義務違反は、個人情報取扱事業者であれば、その事業の態様や個人データの利用目的等にかかわらず、すべからく適用され、積極的な作為がなくとも違反する可能性のある義務であるため、違反事業者が安全管理措置義務を防止するための相当の注意を著しく怠っていない場合まで対象とすると、課徴金制度が過剰な規制となるおそれがあるのではないか。
- **違反事業者が安全管理措置義務違反を防止するための相当な注意を著しく怠っていない場合か否かについては、基準として必ずしも明確ではないのではないかと**の意見もあることに留意するとともに、**例えば、事業の規模及び性質等も十分に考慮した上で判断することが考えられるのではないか。**
- 他法令の課徴金制度において「相当の注意を著しく怠った場合」について規定している例として、公認会計士法(第31条の2第2項第2号)がある。

漏えい等・安全管理措置義務違反関連について②(主観的要素)

【具体例】

- 相当の注意を著しく怠っている場合として、以下の場合が考えられるのではないかと。
 - 例1) 外部からの指摘等により、個人データの漏えい等の具体的おそれを認識したにもかかわらず、何ら追加的措置を講じなかった場合
 - 例2) 社内調査等により、その時点で講じている安全管理措置が不十分であることを認識したにもかかわらず、何ら追加的措置を講じなかった場合
- 相当の注意を著しく怠っていると直ちにいけない場合として、以下の場合が考えられるのではないかと。
 - 例1) 業務のために使用している情報システムにつき、緊急度が低いとまではいけない脆弱性及びその対応方法が公表されたものの、一定程度の合理性のある事情により当該システムで使用しているソフトウェアの動作保証の確認のため時間を要したこと等により、直ちに当該システムのアップデート等の対応を行うことができずにいたところ、不正アクセスを受け、個人データの漏えいが生じた場合
 - 例2) 個人データの取扱いを外部に委託している場合において、事業の規模及び性質等に照らし、必要かつ適切な安全管理措置として、委託先に対して一般に求められるより高い水準の監督を行わなければならなかったところ、一般的な監督を行うにとどまっておき、当該委託先の不適切な措置により個人データの漏えいが生じた場合

【弊職らの所感】

- 「外部からの指摘等」「個人データの漏えい等の具体的おそれを認識」が不明確であり、例えば、顧問弁護士の指摘を会社の一部の担当者しか認識しておらず、経営陣までの認識が及んでいない場合も含まれる懸念がある。
- 「社内調査等」も正式な調査ではなく、管理部門による定期的なモニタリングや内部監査部門の定期的な監査による指摘がある場合に、経営陣に報告をされたにもかかわらず対応がとられない場合は対象となりそうである。
- 委託先の従業員が悪意でやった行為についても過去の行政指導事例のように結果責任となる可能性がある。

漏えい等・安全管理措置義務違反関連について③(権利利益の侵害等)

- 過剰な規制を回避する等の観点から、課徴金納付命令の対象を、**個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合に限定**することが考えられるのではないか。

【趣旨】

- 個人の権利利益が侵害されるおそれがない場合を対象とすると、以下のようなおそれがあるのではないか。
 - ✓ 是正すべき違反行為はあるものの個人の権利利益が侵害されるおそれがない場合まで対象となることにより、課徴金制度が**過剰な規制となるおそれ**
 - ✓ 課徴金納付命令の対象が広範になり、より抑止の必要性の高い個人の重大な権利利益を侵害する違反行為に係る事案等に対して、十分な行政リソースを用いた事件処理ができなくなるおそれ

【具体例】

- **個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた**とまでは直ちにいけない場合として、**以下の場合が考えられるのではないか。**
 - 例1) 機微性の極めて低い個人データをグループ会社にのみ漏えいし、当該グループ会社が、当該個人データを何ら利用することなく直ちに削除した場合
 - 例2) 漏えいした個人データに、単体で本人が識別される記述や、不正に利用されることにより本人に財産的被害が生じるおそれのある記述等が含まれない場合
 - 例3) **今後利用する予定がなく、数日後に廃棄する予定だった個人データが滅失又は毀損した場合**
※個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、「漏えい」に該当しない。
- **個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合として、以下の場合が考えられるのではないか。**
 - 例1) 要配慮個人情報が含まれる個人データが漏えいした場合
 - 例2) クレジットカード番号等、不正に利用されることにより本人に財産的被害が生じるおそれのある記述等が含まれる個人データが漏えいした場合
 - 例3) 氏名、連絡先情報が含まれる個人データが不特定の第三者に漏えいした場合
 - 例4) 不正の目的をもって行われた行為により、本人が識別される記述が含まれる個人データが漏えい等した場合
 - 例5) 人事評価や信用力の評価に利用することが予定されている個人データが滅失又は毀損した場合

【弊職らの所感】

- 「～直ちにいけない場合」の例1・3はいずれも過剰であるか、考慮要素に不明確な点があると見受けられる。
- センシティブ性が高い個人データが1000人分超漏えいした場合には、権利侵害性が認められ易い。
- センシティブ性があまり高くなく有用性が低い個人データを直ちに削除・回収するような場合は、権利侵害性が認められ難いことになると考えられる。

漏えい等・安全管理措置義務違反関連について④(算定方法)

- 漏えい等・安全管理措置義務違反に係る課徴金の課徴金額について、「違反事業者の違反行為をした期間における事業活動により生じた売上高」×「算定率」という算定式により課徴金額を算定する方法が考えられるのではないか。

【趣旨】

- 事業者は、個人データの取扱いを伴う事業活動から利益を得ている場合、当該個人データについて必要かつ適切な安全管理措置を講じなかったことにより、本来負担すべきコストの支出を免れるという利益を得ている。また、当該コストの削減により商品又は役務の低価格化を実現し、価格優位に立つことで取引数量を増加させることを通じて利益を増加させている場合もあると考えられる。
- 当該利益を課徴金額に厳密に反映させる観点からは、必要かつ適切な安全管理措置を講じていれば負担していたであろうコストと、実際に講じた安全管理措置のために支出したコストとの差額や、上記取引数量の増加分に伴う利益の増加額に着目するという考え方もあり得る。他方、このような算定方法は、行政処分の迅速性、機動性を損ないかねない。
- ここで、安全管理措置義務に違反した事業者の当該違反行為の期間における事業活動により生じた売上額の全部又は一部は、上記コストの低下・取引数量の増加に伴う利益の増加額により構成されていると考えられる。そこで、安全管理措置義務の履行を怠る動機を失わせるのに十分であり、かつ積極的な損失を与えない水準の課徴金額を賦課する観点から、当該売上額に一定の「算定率」を乗じることによって課徴金の額を算定することも考えられるのではないか。
- また、上記の水準の額を課徴金額とする観点も踏まえ、違反事業者の事業活動全体の売上額を基礎として課徴金額を算定する点については、その妥当性を慎重に検討すべきとの意見もあることに留意する必要があるのではないか。
- 同様の観点から、上記算定式における「違反行為をした期間」については、安全管理措置義務違反があったと認められる日を始点とする場合、当該期間が極めて長期間となる(そのため課徴金額が相当程度高額となる)可能性があるとの意見にも留意し、課徴金額の算定に当たっては、算定率の水準も踏まえつつ当該期間を一定の期間に限定することも含め、丁寧に検討する必要があるのではないか。

漏えい等・安全管理措置義務違反関連について④(算定方法)

- 他法令の課徴金制度において一定の売上額に算定率を乗ずる方法により課徴金額を算定している例として、以下が存在する。
 - 独占禁止法では、違反行為に係る商品又は役務の売上額又は購入額に一定の算定率(1%~10%)を乗じた額が、課徴金額の算定基礎とされている(同法第7条の2第1項第1号~第3号等)。
 - 景品表示法では、違反行為に係る商品又は役務の売上額に3%を乗ずる方法により課徴金額が算定される(同法第8条第1項柱書)。
 - 薬機法では、違反行為に係る医薬品等の売上額に4.5%を乗ずる方法により課徴金額が算定される(同法第75条の5の2第1項)。
- 他法令の課徴金制度において「本来支出すべきコスト」を課徴金額の算定対象としていると評価できる例として、以下が存在する。
 - 金融商品取引法では、インサイダー取引について、「重要事実公表後2週間の最高値×買付等数量」から「重要事実公表前に買付け等した株券等の価格×買付等数量」を控除する方法等により課徴金額が算出される(同法第175条第1項第2号)。
 - また、有価証券報告書等の不提出について、直前事業年度の監査報酬相当額(該当するものがない場合は400万円)が課徴金額として法定されている(半期報告書の場合はその2分の1)(同法第172条の3)。
 - さらに、有価証券報告書等の虚偽記載等については、発行する株券等の市場価額の総額等の10万分の6又は600万円のいずれか大きい額が課徴金額として法定されている(半期又は臨時報告書等の場合はその2分の1)(同法第172条の4)(※有価証券報告書等の継続開示書類に虚偽記載を行うと、財務状況の見掛け上の改善を通じて資金調達コストが低下することに着目したもの。)
- なお、独占禁止法第7条の2第3項、景品表示法第8条第4項等を参考に、課徴金額の算定基礎に係る推計規定を導入することも考えられる。

【弊職らの所感】

- 過去の行政指導事例において、委託先の従業員が故意で名簿業者に個人情報売却した事例が課徴金の対象となるとすれば、売上を基礎とした場合、相当巨額な課徴金となる可能性もある。

その他①(自主的報告に係る減算規定)

- 違反事業者が、課徴金納付命令の対象となる違反行為等について自主的に報告した場合に、課徴金額を減額する規定を導入することが考えられるのではないか。

【趣旨】

- 第三者提供規制違反等や安全管理措置義務違反は、本人の認識し得ないところで行われ得るものであり発覚しにくいいため、継続して行われることも多く、個人の権利利益を害する状態又は個人データの漏えい等が発生する可能性が高い状態が長期間継続するおそれがある。そのため、違反行為を早期に発見して対処することが重要ではないか。
- そこで、事業者が自らの違反行為を発見した場合に自ら対処するインセンティブを与える観点から、自主的報告をした違反行為者に対する減算規定を設けることにより、違反行為の早期発見及びコンプライアンス体制の構築のインセンティブを与えることが考えられるがどうか。
- 課徴金制度において自主的報告に係る減算規定を設けている他法令の例として、景品表示法(同法第9条)及び薬機法(同法第75条の5の4)等がある。

その他②(繰り返し違反に係る加算規定)

- 課徴金納付命令の対象となる違反行為を繰り返す事業者に対して、課徴金額を加算する規定を導入することが考えられるのではないか。

【趣旨】

- 違反行為を繰り返す事業者は、課徴金を納付してもなお違反行為を行うインセンティブが生じるほどの利得を得ていると考えられることから、課徴金制度による違反行為の抑止力を確保するため、繰り返し違反に対して課徴金額を加算することが考えられるのではないか。
- そこで、課徴金対象行為に係る事件についての報告徴収又は立入検査(法第146条第1項)が行われた日等から遡って10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある者に対しては、通常の場合の課徴金の1.5倍の課徴金を賦課することとすることが考えられるかどうか。
- 繰り返し違反の場合に通常の場合の課徴金の1.5倍の課徴金を賦課する他法令の例として、景品表示法における課徴金加算制度(同法第8条第5項、第6項)、独占禁止法における割増算定率(同法第7条の3第1項)等がある。

その他③(除斥期間)

- 課徴金納付命令のリスクが半永久的に継続することを回避する等の観点から、**除斥期間を設定**することが考えられるのではないか。

【趣旨】

- 違反行為が既に終了しているにもかかわらず、その後課徴金を課されるリスクが半永久的に継続する事態が生じる可能性を回避し、法的安定性を確保する観点から、除斥期間(違反行為の終了から行政庁が措置を採れるまでの期間)を設定することが考えられるのではないか。

法令名	除斥期間
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)	7年
金融商品取引法(昭和23年法律第25号)	5年又は7年
公認会計士法(昭和23年法律第103号)	7年
不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)	5年
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)	5年
スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律(令和6年法律第58号)(※) (※)公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行予定。(ただし、一部の規定を除く。)	3年

【弊職らの所感】

- 改正法の施行時前の違反行為(改正後まで継続しているものを除く)は対象とならないか確認する必要がある。
- 目的外利用や安全管理措置違反は継続して発生するものであるため、除斥期間による限定は受けものの、課徴金が巨額になる可能性もある。

弊職らの所感

- 課徴金制度が導入されることは確実。
- 「違法な第三者提供等関連」「漏えい等・安全管理措置義務違反関連」のいずれも、対象行為・主観的要素・権利侵害・算定方法により、要件を絞っているが、安全管理措置違反については結果責任的になる可能性がある。
- 現時点から、データガバナンス（個人情報公表のデータマッピングツールの使用や責任者の選任）の充実やセキュリティ対策の高度化（教育・研修を含む）をすることが望ましい。
- 同意なき第三者提供や目的外利用に関しても、現時点から会社内で該当するものがないか洗い出しをした方がよいと考えられる（現時点では、個人情報報告・本人通知の対象ではないが、改正法により対象となる可能性大）

課徴金納付命令の対象となる違反行為の範囲(イメージ)

課徴金納付命令の対象となり得る違反行為について、①対象行為を重要な規律への違反に限定し、当該違反等の対価を得るか漏えい等が発生した場合に限り、かつ、②主観的要素(相当の注意)による限定をし、さらに、③個人の権利利益が侵害される等した、④大規模な事案である場合に限定。

【要件①】 対象行為を重要な規律※1※2 への違反に限定	【要件②】 主観的要素 (相当の注意) により限定	【要件③】 個人の権利利益 が侵害された場 合等に限定	【要件④】 大規模な事案に限定
※1 第三者提供規制等違反 (法第18条、第19条、第20条、第27条第1項) →違反等の対価を得た場合			
※2 安全管理措置義務違反 →漏えい等が発生した場合			
上記以外の規律への違反			<div data-bbox="1400 371 1906 1170" style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; color: white; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">課徴金納付命令 の対象となり得る 違反行為</p> </div>

勧告の対象となり得る違反行為

団体による差止請求制度及び被害回復制度 (検討会報告書)

差止請求制度

差止請求制度について、違反行為により個人の権利利益が侵害されるおそれが高い、利用停止等請求の対象条文に係る違反行為を、適格消費者団体による差止請求の対象とすることが考えられる。

【具体例として示された事例】

- 不特定かつ多数の消費者の個人データを、自らが提供するサービスに係る利用規約・プライバシーポリシー等において合理的かつ適切な方法により本人の同意を得ることなく第三者に提供する等、法に違反して第三者に提供する(法第27条第1項関係)
- 不特定かつ多数の消費者の個人情報、本人が人格的・差別的な取扱いを受けるおそれがあるにもかかわらずウェブサイトで表示する等、不適正に利用する(法第19条関係)
- 不特定かつ多数の消費者の個人情報を、他の事業者の従業員により不正に持ち出された個人情報であることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず取得する等、不正の手段により取得する(法第20条関係)

【弊職らの所感】

報告書では、上記の案について、賛成・反対の意見が列挙されるに留まっている。また、課徴金制度と異なり、具体的な制度設計についても示されていない。したがって、差止請求制度が改正法により導入される可能性は極めて低いものと考えられる。

被害回復制度

報告書では、消費者裁判手続特例法の令和4年改正で、以下の①・②の要件を満たす場合の慰謝料が同特例法の対象として追加されたが、「個人情報の漏えい等が発生した場合の慰謝料請求等は、下記の①を満たしたとしても、直ちに下記の②ロには該当せず、更に財産的請求と合わせて請求されるものでないと下記の②イの要件を満たさないことから、現行の消費者裁判手続特例法上の被害回復手続の対象にはならない場合が多いと考えられる。」との見解が述べられるに留まる。

【消費者裁判手続特例法の対象要件】

- ①その額の算定の基礎となる主要な事実関係が相当多数の消費者について共通するものであり、かつ、
- ②以下のいずれかに該当するものであること
 - イ 財産的請求と併せて請求されるものであって、財産的請求と共通する事実上の原因に基づくもの
 - ロ 事業者の故意によって生じたもの

【弊職らの所感】

報告書では、具体的な制度案は示されておらず、現状分析に留まる。差止請求以上に改正法により導入される可能性は極めて低いものと考えられる。